

志摩の水と緑を
守り・創り・育てるまちづくり

緑 志摩市 の基本計画



平成21年3月

志摩市

市長あいさつ



志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれており、市の北西部を豊かな緑が取り囲み、いくつもの清らかな川の流れが英虞湾や的矢湾に注ぎ込んでいます。豊かな水と緑が産業を育み暮らしを支え、連綿と続く歴史や文化と相まって市内に点在する集落に独特の美しい景観を創り出してきました。

近年、志摩市を取り巻く社会情勢として、貴重な自然環境の減少、身近な生活環境の悪化、地域産業の停滞及び地震、津波などの自然災害への危険などがあり、その対応が求められています。

このようなことから、志摩市では、志摩市都市計画マスタープランと並行して緑の基本計画を策定し、「緑」を創り、守り、育ていくための指針を定めました。

その指針に沿い、志摩市の財産である自然環境、歴史・文化、それらを守り育んできた人々の営みと生命を大切にしながら、水と緑に恵まれた美しい地域環境を市民の皆様と共に育てていきます。そして、それらを活かして観光や地域交流を促進していきます。また、防災機能を備えた公園や避難場所を確保し、安心・安全のまちづくりを推進します。

この計画策定にあたって設置した策定委員会、市民会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご指導をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

志摩市長 大口秀和

目 次

第1章 計画策定の前提

- 1-1 背景と目的 1-1
- 1-2 「緑」の定義 1-2
- 1-3 都市の緑が有する機能 1-3
- 1-4 計画フロー 1-4
- 1-5 上位関連計画等の整理 1-5

第2章 志摩市の緑の特性と課題

- 2-1 緑の特性と評価 2-1
- 2-2 緑の課題 2-6

第3章 計画の理念と目標

- 3-1 基本理念と方針 3-1
- 3-2 計画のフレーム 3-3
- 3-3 緑の確保目標 3-4
- 3-4 緑の将来像 3-6

第4章 志摩市の緑の施策

- 4-1 守る緑（地域制緑地等）に関する施策 4-1
- 4-2 創る緑（施設緑地）に関する施策 4-6
- 4-3 育てる緑（緑化推進）に関する施策 4-10

第5章 緑化重点地区

- 5-1 緑化重点地区の設定 5-1
- 5-2 緑化重点地区計画 5-2

第6章 施策のまとめ

- 6-1 施策の体系 6-1
- 6-2 施策の方針図 6-2

資料編

- 1. 現況調査
- 2. 緑の特性と評価
- 3. 上位関連計画等の整理
- 4. 市民緑化活動状況
- 5. 施策の方針図
- 6. 策定体制
- 7. 参考資料

第1章 計画策定の前提

1-1 背景と目的

志摩市（以下、「本市」とします）は、三重県東南部の志摩半島に位置し、市全域が「伊勢志摩国立公園」に含まれています。この地域では、太古から人々の暮らしが連綿と営まれ、多くの歴史・文化的資源があります。また、豊かな海の幸にも恵まれており、万葉の昔から「御食つ国（みけつくに）」と呼ばれ、海との深い関わりを持ちながら水産業を中心とした地場産業が栄えてきました。近年では、リアス式海岸に代表される風光明媚な景観を活かし、全国的にも有数の観光・リゾート地として発展してきました。

本市は、平成16年10月の町村合併により誕生し、現在、「志摩市総合計画」の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現に向けてまちづくりに取り組んでいます。また、これからの都市計画の基本方針を定める「志摩市都市計画マスタープラン」を策定しており、その中で「水・緑づくりに関する方針」を「志摩の^{たからもの}財産である自然を守り、育てながら、潤いある暮らしを整備します。」としています。

今回策定する「志摩市緑の基本計画」（以下「本計画」とします）は、「志摩市都市計画マスタープラン」の緑に関する内容をより具体化し、人々の暮らしと深く結びついた本市の緑が様々な機能を発揮しながら次世代へ継承されるように、守り、創り、育てていくための指針を示すことを目的とします。



＜都市緑地法における本計画の位置づけ＞

都市緑地法第4条第1項において、「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）を定めることができる。」とされており、その策定過程においては、住民に最も近い立場である市町村がその創意工夫のもとに、住民意向を反映して定めるもの、としています。

1-2 「緑」の定義

本計画の対象とする「緑」は、樹木等の植物の緑、植物が生育する土地とあわせ、個人庭園や住宅の生垣、民有地の緑地、公園・広場、運動場、農地、河川・湖沼、道路の街路樹などといった空間とします。

■本計画の対象とする「緑」



1-3 都市の緑が有する機能

都市の緑は、下に示すように「都市環境・自然環境の維持・改善」「安全な生活環境の向上」「健康づくり・レクリエーションの場」「美しい景観形成」など様々な機能を有しています。また、緑は単独で配置するより、ネットワークを形成するように配置することで、緑が持つ機能を効果的に発揮させることができます。

本計画では、緑が有する機能を踏まえ、環境保全・防災・レクリエーション・景観形成の各観点から、系統的な緑地の配置計画とそれらのネットワーク形成の計画を策定します。

■都市の緑が持っている機能

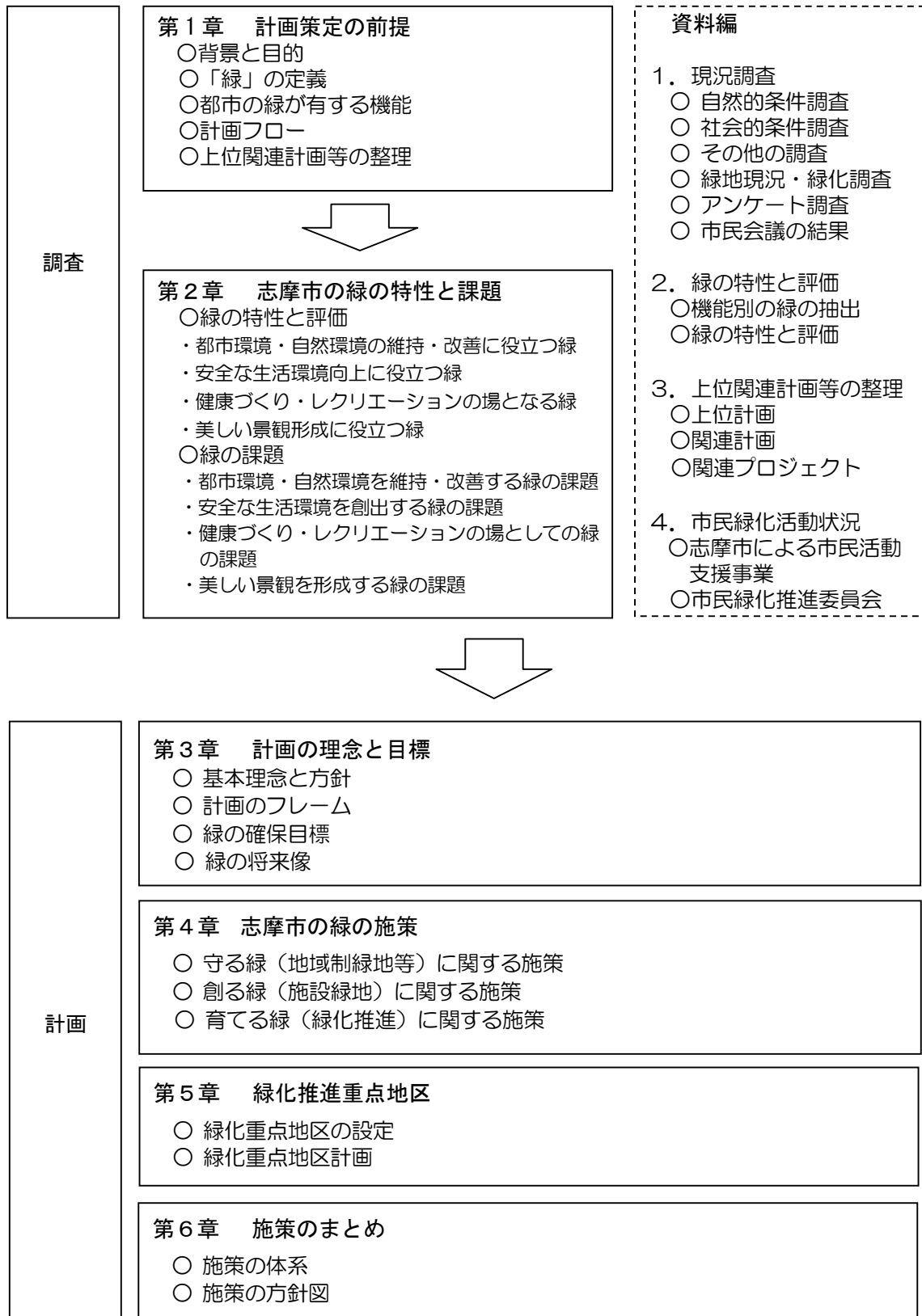
都市の緑は主に次のような機能を持っています。

- 機能①：都市環境・自然環境の維持・改善
- ・騒音・振動緩和、省エネルギー化へ寄与、ヒートアイランド現象緩和、生物多様性確保、湾内水質維持、農地や漁場の維持 等
- 機能②：安全な生活環境の向上（防災）
- ・延焼の防止、災害時の避難路、避難場所、水源のかん養や雨水浸透による水害の未然防止、防風、防砂などのための植栽 等
- 機能③：健康づくり・レクリエーションの場
- ・憩い、散策、遊び、野外レクリエーションの場、軽運動、スポーツなどの健康づくり活動の場 等
- 機能④：美しい景観形成
- ・自然景観構成、田園景観構成、風土に根ざした個性的な景観を生みふるさと意識を醸成、都市景観へ風格を与える 等



緑のネットワーク形成により効果的に機能を発揮

1-4 計画フロー



1-5 上位関連計画等の整理

本計画策定にあたって留意すべき上位計画、関連計画、関連プロジェクトの基本方針等について以下にまとめます。

■上位関連計画等のまとめ-1

名 称	基本方針等
志摩市総合計画	<p>○基本理念：「住んでよし、訪れてよしの志摩市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とともに生きる→自然環境の保全 ・安全を保ち、快適に暮らす→災害火災対策の推進 ・まちを潤す→農林水産業の振興、観光空間づくりの展開 ・人と命を大切にす→健康づくりの推進 ・人を育て、ふるさとを誇る→生涯学習・スポーツの推進、交流の促進 ・未来を拓く→市民に開かれたまちづくり
三重県 広域緑地計画	<p>○基本理念：「里山と水系に支えられた生態環境都市の創造」</p> <p>地域別テーマ（鳥羽・志摩）：「海に出会う緑の台地構想」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風光明媚な多島海に向かって広がる緑の台地を保全・活用する。 ・日本を代表する海洋リゾートエリアにふさわしい風致・景観を保全する。
三重県都市 マスタープラン	<p>○基本理念：「^{たからもの}財産（自然・なりわい・歴史）と調和し、^{にぎわい}交流を生み出す伊勢志摩」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい自然や歴史の環境を守り、活かす ・人々が訪れる仕組みをつくる ・なりわい環境の中で安心できる暮らしをつくる
伊勢志摩国立公園 管理計画	<p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然海岸及び自然林の保護を図る。 ・英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに登茂山、横山等の展望地からの風致景観の保全を図る。 ・英虞湾、的矢湾の水質保全を図る。 ・風致景観の保護、温暖化対策の一環として屋上緑化、壁面緑化を積極的に推進する。 ・アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルートなど野生生物の保護に配慮する。
志摩市都市計画 マスタープラン	<p>○基本理念：「住んでよし、訪れてよしの志摩市」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然の調和のとれた環境づくり ・交流、協働を深める一体的な都市づくり ・快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備 <p><水と緑づくりに関する方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・志摩の財産である自然を守り、育てながら、潤いのある暮らしを整備します。
三重県景観計画	<p><伊勢志摩地域の景観づくりの目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりと、美しいリアス式海岸への眺望や、宮川などの自然へ配慮した景観づくりの推進

■上位関連計画等のまとめ－2

名 称	基本方針等
志摩市水産業振興計画	<p>○基本方針：「“地産地消”を推進し、「豊饒な海」「旬の逸品」を次世代に継承する水産業をめざして」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場の環境改善 ・ 水産資源の適切な管理 ・ 経営基盤の強化 ・ 生産基盤の整備 ・ ブランドの育成・振興
英虞湾自然再生協議会	<p><協議会設立趣意></p> <p>これまで行われてきた多様な活動をより有効に相乗的に機能させるため、地域住民と行政、研究者が、これまでに蓄積された科学的な研究成果を利用しながら、将来に向けた英虞湾の環境再生のあり方について幅広い視点から協議していくため、自然再生推進法に基づき設立</p> <p><当面の活動方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強会の開催 (英虞湾の現状と課題に関する整理、課題解決に向けた方向性確認) ・ 委員が行う活動のネットワーク化 (活動情報の発信と相互参加の推進)

第2章 志摩市の緑の特性と課題

2-1 緑の特性と評価

1. 緑地現況

施設緑地の整備量をみると、公共施設緑地を含めた都市公園等の一人当たり公園面積は43.5㎡/人であり、国の目標値（20㎡/人）を充足し、十分な施設緑地が整備されているといえます。地域制緑地については、自然公園法が市域全体を対象としている他、市域の約6割程度の面積が地域森林計画対象民有林に指定されています。

以上のことから本市の緑地現況は、自然公園法などによる法的な規制により保全された緑地が多くあるほか、都市公園等の公園整備も充実しており、市域全体の総量では十分な緑地が確保されている状況です。

しかし、一部では緑地保全の規制が緩い区域や日常的に利用できる身近な公園や津波などの災害の避難地となる公園が不足している状況もみられます。

また、本市の緑は、本市の主要な産業である農業や漁業及び観光産業と密接に結びついています。



伊勢志摩地域を代表する規模を有した自然公園の園地である「ともやま公園」



集落を囲む里山の緑



漁業や観光の場である湾内の水と緑



市内に点在する密集市街地

■緑の総量（現況量）

区 分		面積 (ha)	割合 (%)	一人当たり 公園面積 (㎡/人)	備 考
施設緑地	都市公園	23.10	0.13	3.85	・都市公園（供用面積）
	公共施設緑地	187.31	1.04	31.17	・都市公園以外の公園 ＋ 小中学校のグラウンド
	都市公園等 計	210.41	1.17	35.02	
	民間施設緑地	619.50	3.45	—	・合歡の郷、ゴルフ場等
施設緑地 計		829.91	4.62	—	
地域制緑地	緑地保全地区	—	—	—	
	風致地区	—	—	—	
	保安林	1,221	6.80	—	・平成 17 年度版森林・ 林業統計書
	地域森林計画対象民有林	10,630	59.18	—	・求積
	農業振興地域農用地区域	1,233	6.86	—	・平成 18 年度農業振興 地域整備計画管理状況 調査
	その他法によるもの (自然公園法)	17,963	100.0	—	・行政区域全域
	条例等によるもの	—	—	—	
	地域制緑地小計	31,047	172.84	—	
地域制緑地の重複	13,084	72.84	—	保安林、地域森林計画対 象民有林、農用地区域	
地域制緑地 計		17,963	100.00	—	
施設緑地・地域制緑地の重複		829.91	4.62	—	・施設緑地面積相当
緑地現況量総計		17,963	100.00	—	・行政区域面積相当

※一人当たり公園面積は、平成 18 年度人口 60,098 人で算出
行政区域面積 17,963ha
自然公園は特別地域、普通地域を併せた面積

■町別の施設緑地内訳（現況量）

	都市公園			公共施設緑地			都市公園等			民間施設緑地	
	ヶ所	面積 (ha)	㎡/人	ヶ所	面積 (ha)	㎡/人	ヶ所	面積 (ha)	㎡/人	ヶ所	面積 (ha)
浜島町	5	7.1	12.8	4	15.7	28.5	9	22.8	41.3	4	346.5
大王町	0	—	—	14	118.6	146.6	14	118.6	146.6	1	8.6
志摩町	0	—	—	12	12.3	8.9	12	12.3	8.9	2	0.9
阿児町	7	10.6	4.5	22	18.7	7.9	29	29.3	12.4	4	108.4
磯部町	2	5.4	6.0	10	22.0	24.2	12	27.4	30.1	3	155.1

※詳細の内訳は、参考資料参照

2. 市民会議における意見概要

緑の基本計画策定に際し、市民意向を反映させるため、市民会議4回とタウンウォッチングを開催しました。

会議の中では緑に関することとして、地域資源を生かしたまちづくり、緑地整備の推進や、空き家等を有効活用した避難地や休憩所の設置等に対する意見が出されました。町別の主な意見を以下に整理しました。

■地域別の意見概要

地域名	主な意見
浜島町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園空間の保全と休耕地の有効利用、 ・ ホタルを地域観光の資源の一つとしてPR ・ 空き家の活用 ・ 英虞湾の水質保全 ・ 浜島小学校跡地の公園活用 ・ 地域の花としてはハマユウ、木についてはクスノキがよい ・ 花づくり隊などの市民活動の継続
大王町	<ul style="list-style-type: none"> ・ “絵になる大王崎、写真になるともやま” の街のイメージを今後とも大切に ・ 近畿自然歩道を軸に、地域の名所を巡ることのできる散策ルートづくり ・ 自然とのふれあいを軸とした観光・交流拠点として機能強化 ・ 睡蓮群落の保全・育成を図るとともに、環境教育と交流の場、新たな絵描きスポットとしての活用 ・ 地区ごとに避難箇所、避難路を設定、沿道の建築物改修と空き家の活用 ・ 地域の木としてはウバメガシ、カシ、シイ、ハマユウなど自生しているもので塩分に強いことが必要 ・ 花いっぱい運動や海や河川の清掃、浄化活動など、現在も取り組んでいる活動をベースにまずは行動を起こすことが大事。
志摩町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な自然資源を活かしながら、地域の魅力を高めていく観光レクリエーションネットワークづくりや景観を重視した緑地整備 ・ 住宅密集地における公園整備、空き家の活用による避難地の確保 ・ 避難路・道路空間の安全性の向上 ・ 西札防災公園のアクセス改善や公園整備情報のPRが必要 ・ 松の維持管理が必要、植栽は観光面や維持管理面と併せての検討が必要 ・ ツバキ、ヤマモモ、ヤマザクラ、オオシマザクラが多く植栽 ・ 様々な市民活動について連携しあって広げて行くことが重要
阿児町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近に利用できる公園整備 ・ 地域の憩いの場づくりは、身近な自然を有効に活用 ・ 一時避難地として利用できる、身近な公園・空地の充実 ・ まちの玄関口としてふさわしい景観づくり ・ 市民と行政の協働により、英虞湾・的矢湾の水質保全、前川の整備 ・ 小中学校の活用、公共施設の跡地利用として公園を配置 ・ 花や緑化の活動に積極的な人をPR、良い意味で地域間で刺激しあうとよい ・ 町全体で植樹する木を限定することは難しい
磯部町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域（集落）の特徴的な樹木や名木の保存、主要道路沿いの桜並木形成 ・ 一時避難地として利用できる、身近な小公園や広場の整備や利用率の低い公園の利活用 ・ 伊雑宮等へつながらる来訪者のもてなしの場づくり ・ “歴史・神話のまち” としてふさわしい景観づくりや情報発信機能の強化 ・ 里山や農地の荒廃が問題 ・ 昔からある大木を大切に、伊雑宮、渡鹿野島の八重垣神社にマキの大木がある ・ 子ども会や老人クラブなど地域レベルで各種活動を行っている

3. 緑の特性と評価

本市の現況調査と緑の抽出結果に基づき、本市の緑を都市における緑の機能ごとに分析し、その特性と評価について以下の表のようにまとめました。

本市の緑は、豊かで快適な都市環境を形成する緑に恵まれており、美しい景観を形成しているほか、それらを活かした公園や観光・レクリエーションの場の緑が充実しています。その一方で、身近な公園や災害時に活用できるオープンスペースが不足している地区もみられます。また、本市の緑は、本市の主要な産業である農業や漁業及び観光産業と密接に結びついています。

■緑の特性と評価

都市における緑の機能	分析項目	緑の特性と評価
都市環境・自然環境の維持・改善に役立つ緑	都市の骨格形成	・国立公園を構成する森林、英虞湾、的矢湾のリアス式海岸域、外洋の海岸域、市北部の森林地域、磯部川、桧山路川などの河川が、本市の都市の骨格を形成しています。
	優れた自然、優れた動植物生息地環境	・国立公園特別地域や希少種の生育地は、豊かな自然環境を維持し、多種多様な動植物の生息場所となっています。(リアス式海岸、御座岬周辺の自然植生、広の浜等の海浜、和具大島、阿児の松原、奥の野川上流域、池上大池・小池など)
	優れた歴史的風土	・伊勢参宮や交易の中継地としての歴史・文化にまつわる歴史施設や文化財等と一体となった緑があります。(宇気比神社、志摩国分寺、伊雑宮、おうむ岩、天の岩戸など)
	快適な生活環境	・都市公園の他、国立公園の園地、観光・レクリエーション地、市街地周辺のまとまりある樹林地などの緑が多くあります。(浜島ふるさと公園、ともやま公園、志摩総合スポーツ公園、阿児ふるさと公園、創造の森横山、磯部ふれあい公園など)
安全な生活環境向上に役立つ緑	優れた農地や漁場	・市の北西部域にまとまった山林があります。 ・農業振興地域農用地区域を中心に農地が形成されています。 ・湾内の養殖や外洋での漁など、豊かな海の幸を育む水産業に適した海域に恵まれています。
	自然災害発生抑制	・市域を包む豊かな森林や、集落郊外に広がる農地には、水源かん養機能があり、洪水の発生を抑制する働きをしています。
	避難施設(緊急輸送道路、避難所)	・主要な幹線道路が緊急輸送道路に位置付けられています。 ・市内の学校や公共施設が避難所に指定されています。 ・集落が分散しているため、集落内の各避難所をネットワークする拠点や機能が不足しています。
	災害に強い都市構造の形成	・住宅密集地で火災の延焼を防止し、災害発生時には最初の避難地となる身近な公園やオープンスペースが、密集市街地で不足しています。また、津波に対して避難施設から離れた漁村集落等があります。

■緑の特性と評価（続き）

都市における緑の機能	分析項目	緑の特性と評価
健康づくり・レクリエーションの場となる緑	志摩市の余暇特性	<ul style="list-style-type: none"> 湾内や外洋の美しい海岸域の自然環境等とあわせ、恵まれた海の幸を活かした観光レクリエーションを主とする全国有数の観光都市です。 少子高齢化が進む中、観光客だけでなく市民のニーズに応える緑の空間が必要です。
	自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> 英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、外洋の海岸域の自然、磯部川などの河川、市域を包む森林など、多様な自然とのふれあいに適した場が多くあります。
	日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の拠点となる規模の大きい公園は各地域とも整備がされていますが、市街地や集落内の歩いて行ける身近な公園や広場などが十分整備されていない状況です。 市民一人当たりの都市公園等（都市公園＋公共施設緑地）の整備面積は 35.0 m²/人であり、国の目標値 20m²/人を充足しています。しかし、地域別にみると偏りもみられます。
	広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> 風光明媚な景観を活かした緑地や観光・レクリエーションの場が、景勝地を中心に整備されています。（ともやま公園、創造の森横山、国府白浜海水浴場など） 主要な公園や観光・レクリエーションの場をネットワークする緑の軸となるパールロードや国道 260 号などは緑化が図られていますが、狭小で歩道も整備されていない道路や区間がみられます。 歩行者中心のネットワークとなる近畿自然歩道や自転車道が整備されていますが、案内や維持管理が十分されていない区間がみられます。
美しい景観形成に役立つ緑	都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> 本市を強く印象付ける代表的な景観である英虞湾・的矢湾のリアス式海岸の景観、山なみ景観、熊野灘・伊勢湾沿岸の景観が、都市を代表する景観として挙げられます。
	地区や住区の良好な景観	<ul style="list-style-type: none"> 伊雑宮と一体となった緑の景観、国府の模垣の美しい生垣の景観があります。 五知、築地、波切などの石垣や石畳の景観があります。 浜島や安乗などの漁村集落のなりわい景観や、集落の外に広がる田園景観があります。
	優れた景観の眺望点	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観の眺望点として、横山展望台、ともやま公園、金比羅山、西山慕情ヶ丘、磯笛岬展望台、おうむ岩、青峰山、米子浜などがあります。
	ランドマークとなる場所	<ul style="list-style-type: none"> 賢島大橋、的矢湾大橋、志摩丸山大橋、志摩パールブリッジ等の橋梁や安乗埼灯台、大王埼灯台、麦埼灯台と一体となった緑の景観があります。 ピン玉ロードなどの修景施設と一体となった緑が整備されています。
	都市景観の創出が必要な地区	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の創出が必要な地区としては、市の中心となる鵜方周辺と、市域のネットワークを形成する幹線道路沿いが挙げられます。

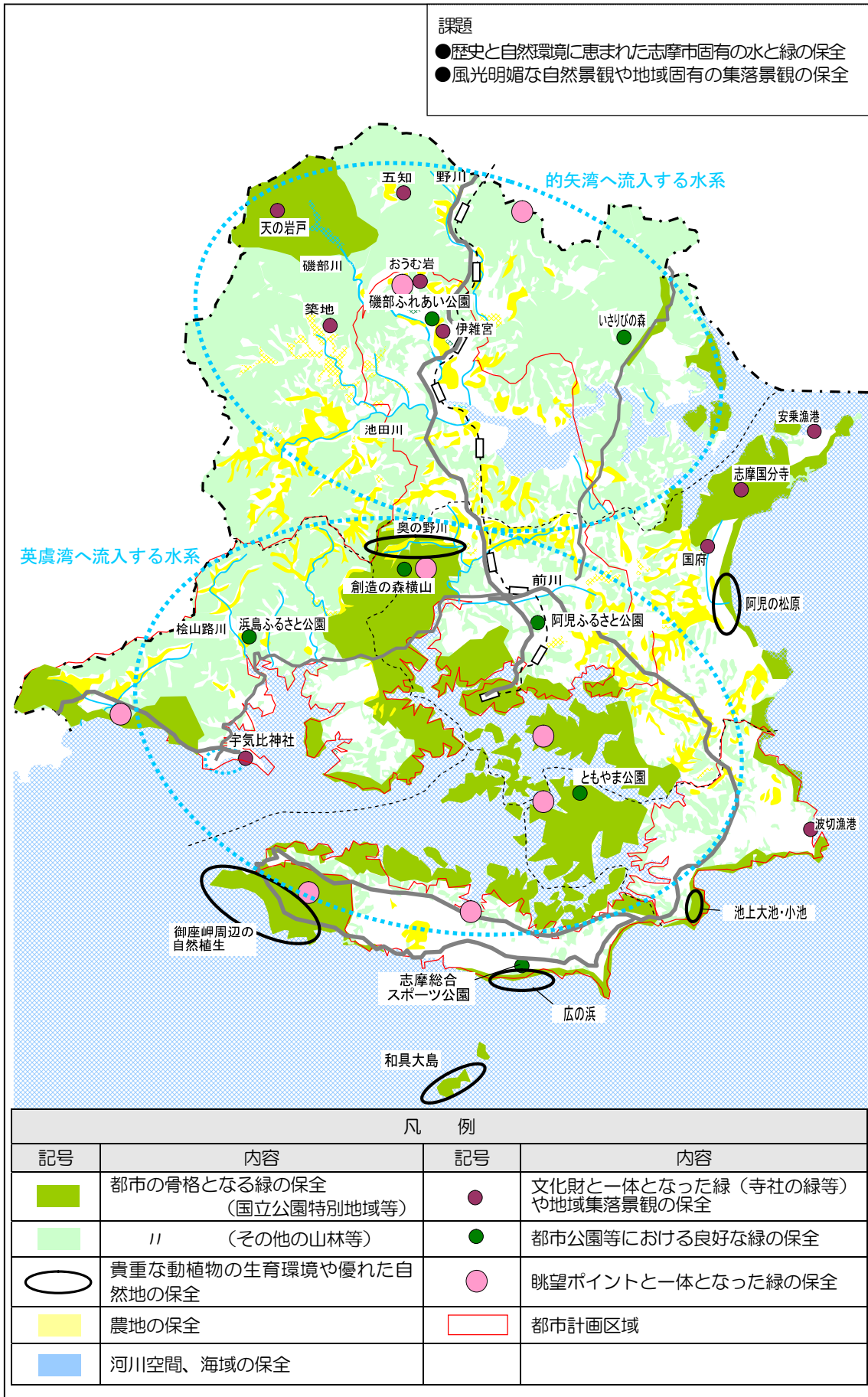
2-2 緑の課題

前項の緑の特性と評価の結果より、本市における緑の課題を、緑の4つの機能の視点から以下の表にまとめました。また、これらの課題を有する緑の配置状況を、主に緑の保全に関する「課題図-1」と、主に緑の整備に関する「課題図-2」として整理しました。

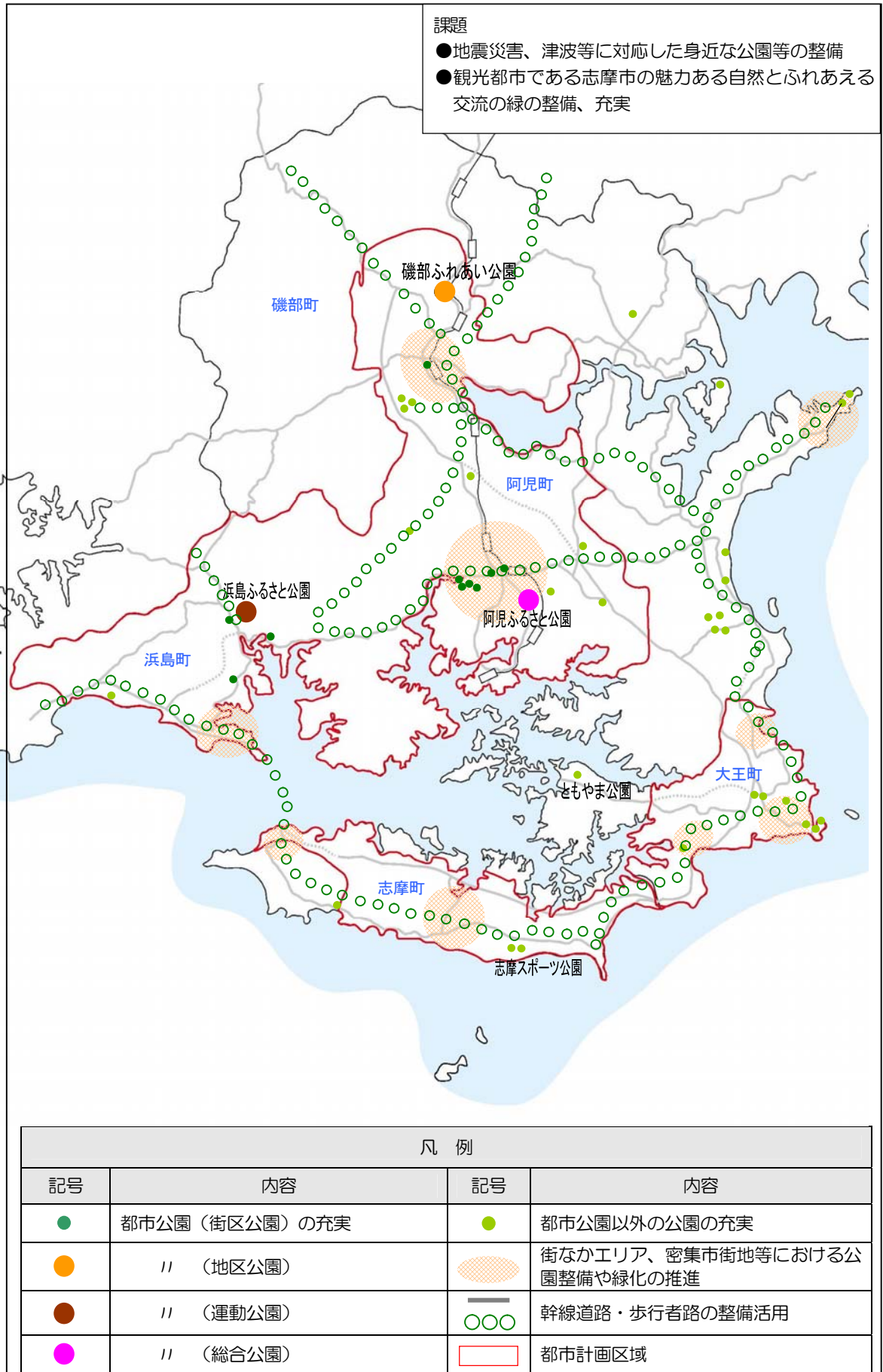
■緑の課題

課題の区分	課題
都市環境・自然環境を維持・改善する緑の課題	<p>★歴史と自然環境に恵まれた志摩市固有の水と緑の環境保全を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市の骨格を形成する緑地の保全（国立公園を構成する森林、英虞湾、的矢湾の湾内や熊野灘、伊勢湾の海岸沿いの水域、市域北部の森林地域） ●御座岬周辺や和具大島、阿児の松原等に見られる優れた自然や動植物の生息地環境の保全 ●天の岩戸、志摩国分寺、宇気比神社樹叢（じゅそう）、伊雑宮、おうむ岩、金比羅山などの文化財等と一体となった緑の保全 ●いさりびの森、創造の森横山、ともやま公園、市街地周辺のまとまりのある樹林地など快適な生活環境の維持に役立つ緑地の保全 ●都市環境を守る森林や農地及び漁場を守り育てる森林の保全
安全な生活環境を創出する緑の課題	<p>★地震災害等に対応した身近な公園緑地等の整備が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●密集市街地や避難施設不足地に対して、防災機能を有した公園整備や海岸沿いの津波対策としての避難スペースの確保 ●各避難所や避難スペースをネットワークする拠点や避難路の整備、空き家の活用 ●緊急輸送道路、避難路沿いの道路緑化推進（国府の楨垣等） ●自然災害（水害や土砂災害）を軽減する森林・河川・農地の保全
健康づくり・レクリエーションの場としての緑の課題	<p>★観光都市である志摩市の魅力ある自然とふれあう場、人々の交流の場の整備・充実が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国立公園特別地域を中心に英虞湾、的矢湾の湾内海岸域、熊野灘、伊勢湾の太平洋側海岸域、河川、海水浴場などの水辺や森林地域での自然とのふれあいの場の確保と充実 ●街なかエリアや密集市街地における公園未整備地域に対する公園緑地の整備 ●ユニバーサルデザインや市民参加を取り込んだ公園づくり ●観光・レクリエーション施設の連携強化と、それらをネットワークする幹線道路や歩行者路の整備活用 ●産業の振興につながる観光レクリエーションの展開
美しい景観を形成する緑の課題	<p>★風光明媚な自然景観や地域固有の集落景観等の保全と整備を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●英虞湾、的矢湾などのリアス式海岸域、熊野灘・伊勢湾沿岸等の国立公園特別地域やその背後に広がる山なみの景観保全 ●宇気比神社、志摩国分寺、伊雑宮周辺、天の岩戸、おうむ岩など、歴史的な価値を有する景観の保全 ●国府の楨垣などの美しい生垣、五知、築地、波切などの石垣と石畳、漁村集落のなりわい景観など、その地に暮らす生活文化から創出された景観の保全 ●横山展望台、ともやま公園、金比羅山、西山慕情ヶ丘、磯笛岬展望台、おうむ岩、青峰山など優れた眺望地点の保全、整備 ●賢島大橋、的矢湾大橋、志摩丸山大橋、志摩パールブリッジ、安乗埼灯台などランドマークとなる場所周辺の景観保全、整備 ●市街地や幹線道路沿いの緑化推進や景観保全

■ 課題図－1



■ 課題図－2



第3章 計画の理念と目標

3-1 基本理念と方針

1. 基本理念

本市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれた自然豊かな市であり、英虞湾を中心とした水と緑が創り出す特徴的な地形と風光明媚な景観、水産業を営む海岸沿いの暮らしと深く結びついた独自の集落環境、山間の集落景観、伊雑宮をはじめとする歴史や文化的価値を持つ緑地空間の存在など、人々に安らぎや感動を与える水や緑に恵まれています。

一方、本市を取り巻く社会情勢として、少子高齢化、過疎化の進行、地域産業の停滞のほか、津波などの自然災害への不安感、貴重な自然環境の減少や身近な生活環境の悪化、地球温暖化など地球環境への関心の高まりなどがみられます。

このような背景から、本市の「緑」には、『都市の環境を守り、新たな地域環境を創造し、身近な生活環境を快適で安全なものに育てていくとともに、それらを活かして観光や地域交流を促進する』ための役割が課されているといえます。

こうした考えに基づくとともに、『志摩市都市計画マスタープラン』での水・緑づくりに関する方針との整合をはかり、本計画での緑の基本理念を「**私たちの財産『志摩の水と緑』**を守り、創り、育てるまちづくり」と定めます。そして、本市の財産である自然環境、歴史・文化、それらを守り育ててきた人々の営みと生命を大切にしながら、水と緑に恵まれた美しい本市のまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

■基本理念

私たちの財産「**志摩の水と緑**」を
守り・創り・育てるまちづくり



■伊雑宮の森



■英虞湾の景観

(参考)『志摩市都市計画マスタープラン』水・緑づくりに関する方針

「志摩の財産である自然を守り、育てながら、潤いある暮らしを整備」します。

2. 基本方針

緑の課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた4つの基本方針を以下のように設定します。

歴史と自然環境に恵まれた伊勢志摩国立公園の水と緑を守り育てます

全域が伊勢志摩国立公園内に位置する市として、リアス式海岸の湾内、太平洋沿岸、緑の台地や山地など、都市の骨格となる水や緑を守り育て次世代に継承します。また、森林・農地・河川を経て海域に至る生態系を一体的に保全するよう、海域の水質保全に結びつく上流域の森林や農地の保全、優れた自然植生や貴重な動植物の生息環境の保全、志摩市の伝統的・歴史的風土を代表する緑の保全を図ります。

安全で快適な暮らしを支える身近な緑を創り育てます

災害時の避難地として安心安全な暮らしを支える身近な緑のオープンスペースを街なかに創出します。地域の拠点となる公園は、整備・拡充を図り防災拠点として位置づけ、他の公園や防災施設とのネットワークを図ります。また、都市公園の未整備地域や防災上問題のある地域等において、災害時に身近な避難地となる公園等の整備を進めます。

来訪者をもてなす観光都市の水と緑を市民の手で創り育てます

人々の交流を促進し、来訪者をもてなす水と緑とのふれあいの場づくりや市街地内の緑化を、市民参加のもと推進します。また、市民団体や関連企業等と協力しながら、拠点的な公園や観光レクリエーション施設等の利用推進を図るとともに、農林水産業や観光の振興にもつなげていきます。

風光明媚な自然景観とその中で育まれた歴史・文化的景観を守り育てます

志摩市を代表する英虞湾・的矢湾などの水辺景観、背景となる山なみや農地の景観や、伊雑宮などの歴史的な緑の景観の保全を図ります。また、漁村集落のなりわい景観、楨垣や石垣などの集落景観など、志摩市が有する美しい文化的景観と一体となった景観の保全、地域のランドマークとなる場所や眺望地点の保全・整備、観光ネットワークルートの景観整備を図ります。

3-2 計画のフレーム

1. 目標年次

本計画における目標年次は次のように設定します。

現況は平成18年度とし、本計画の長期的な将来の姿である目標年次は「志摩市都市計画マスタープラン」の目標年次に合わせ、平成21年度からの概ね20年後（平成42年度）とします。また具体的な目標となる中間年次は、概ね10年後（平成32年度）とします。

現況	中間年次	目標年次
平成18年度	概ね10年後 (平成32年度)	概ね20年後 (平成42年度)

2. 計画対象区域

本計画は、志摩市全域をその対象区域とします。なお、このうち、8,925haが都市計画区域です。

計画対象区域
志摩市全域（17,963ha）

3. 市街地の規模

本市では市街化区域指定がないため、市街地の規模としては「志摩市都市計画マスタープラン」の土地利用構想で位置づけられた市内5つの地域生活拠点の商業・業務地、街なか居住地、産業地を市街地に該当する地区（街なかエリア 878ha）として捉えます。

4. 人口フレーム（市全域）

現況 (平成18年度)	中間年次 (平成32年度)	目標年次 (平成42年度)
60,098人	51,600人	46,200人

※ 現況人口は、志摩市人口調査資料数値（住民基本台帳）

将来人口は、志摩市都市計画マスタープラン推計人口（H12～17 国勢調査値（但しH17は速報値）を用いたコーホート要因法で推計）

3-3 緑の確保目標

基本方針を踏まえ、目標年次である平成42年における緑の確保目標を以下の3項目で設定します。

1. 緑地率の目標^{※1}

★志摩市の緑地率は、緑地の保全、公園の整備により、現況の維持を目標とします。

本市は、全域が国立公園区域であるなど自然環境に恵まれており、市域の約7割が緑で覆われています。また、街なかエリアの緑地率は、街なかエリアに接する緑地も含めると66%となり、現状でも十分な緑地が確保されています。

目標年次においても、緑地の保全や公園の整備を進めることにより、引き続き、現況の緑地率を維持していくことを目標とします。

2. 都市公園等^{※2}の施設として整備すべき緑地の目標^{※3}

★都市公園等の整備は、基幹公園の整備と、街なかエリアにおける公園不足地区・防災上問題のある地区などの身近な公園の整備を進めます。

本市は、国立公園の園地など大規模型の公園の存在等により都市公園等の公園整備量は1人あたり35m²/人確保されており量的には充足しています。しかし、一部未整備となっている基幹公園があり整備が必要です。また、公園の配置状況をみると、街なかエリアや防災上問題がある地区において、公園が不足している地区があり、整備が必要です。

3. 公共公益施設や民有地における緑化の目標

★公共公益施設や民有地の緑化の推進を市民と一緒に進めていきます。

★各施設の敷地面積に対する緑化率の目標は以下のとおりです。

- ・官公庁施設、学校→20%以上
- ・工場、住宅地→空地に対して20%以上
- ・既存商業・商用地→接道部の緑化等もてなす緑化の推進

公共公益施設や民有地の緑化に対する長期的目標として、各施設の敷地面積に対して上記に示す目標を設定します。

※1 緑地率の目標

- ・ 緑地率＝当該区域の緑地面積（施設緑地＋地域制緑地）／当該区域面積
- ・ 緑地の確保目標設定において国の示す水準は、「緑の政策大綱（平成6年7月）」より、市街地内(状況により市街地に接する緑地を含める)を対象に30%以上とされています。
- ・ 本市では市全域が国立公園（自然公園法）の指定を受けており、該当区域に対する緑地率はすべて100%となりますが、国立公園普通地域における緑地保全規制の内容を勘案し、緑地量として普通地域を含めないものとして目標量を設定します。

※2 都市公園等

- ・ 都市公園と公共施設緑地を含めたものとします。

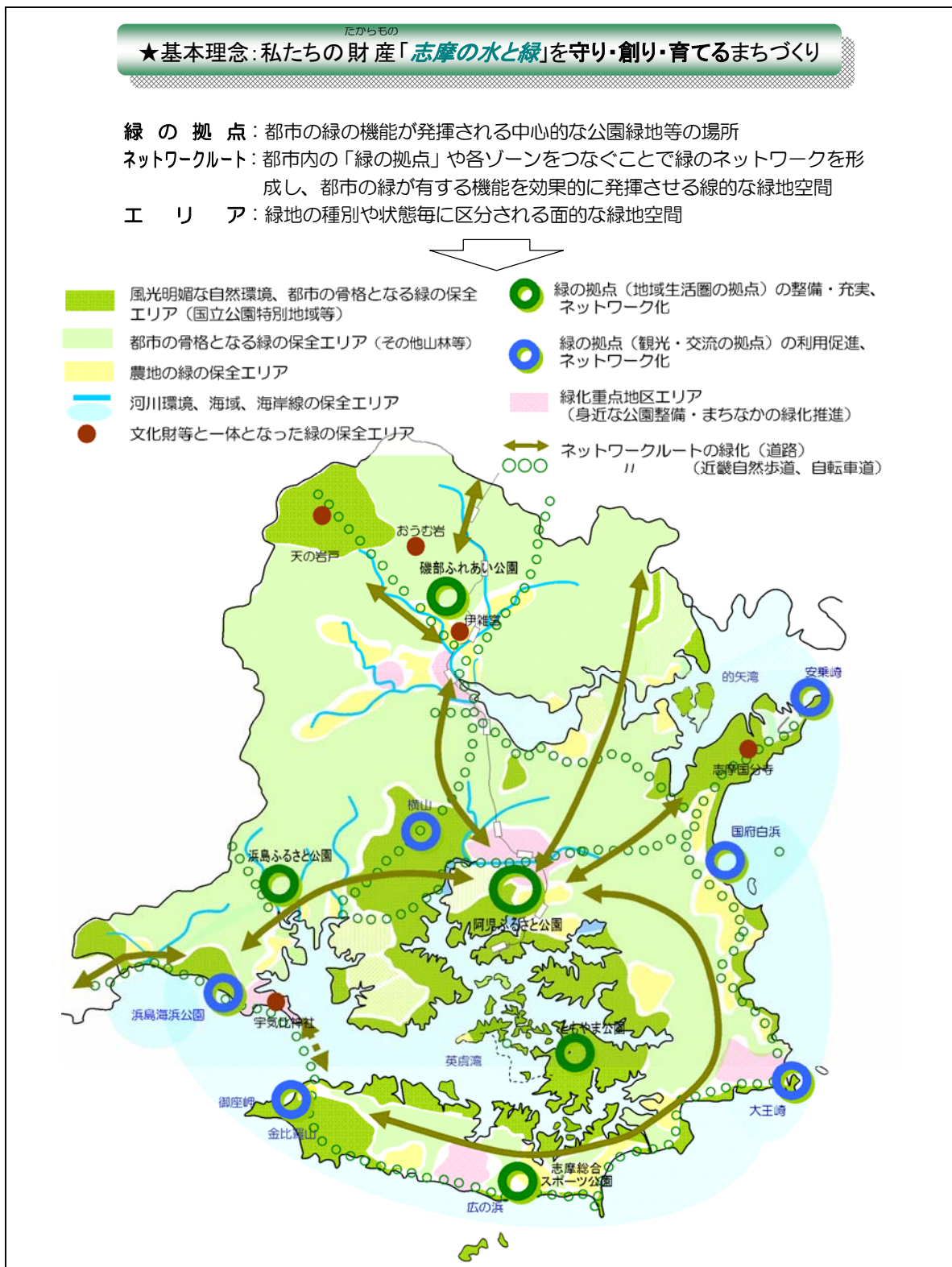
※3 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

- ・ 国が示す住民一人当たりの都市公園等の整備目標は、「都市計画中央審議会答申（平成7年7月）」より20m²/人とされています。

3-4 緑の将来像

1. 緑の将来像図

基本理念と緑の確保目標の実現のため、4つの基本方針と施策を展開していく「志摩の水と緑」のランドデザインとして、次図のように緑の将来像図を設定します。



2. 緑の施策の展開

「志摩市の財産である水と緑を守り、創り、育てていく」という基本理念の実現に向け、本市が目指す水と緑の姿を、「緑を 守る・創る・育てる」視点から、

- 守る緑（地域制緑地）～良好な自然環境や景観の保全・活用
- 創る緑（施設緑地）～地域を代表する緑の拠点の整備・利用促進や身近な公園の整備
- 育てる緑（緑化推進）～緑のネットワークづくりや緑化活動の推進

の3つに区分し、緑地の整備、保全や緑化推進の施策への展開を図ります。

各区分の展開内容を下表に示しました。

■緑の施策の展開

基本理念	基本方針	施策の展開内容	
私たちの財産「志摩の水と緑」を守り・創り・育てるまちづくり <small>たからもの</small>	歴史と自然環境に恵まれた伊勢志摩国立公園の水と緑を守り育てます 風光明媚な自然景観とその中で育まれた歴史・文化的景観を守り育てます	守る緑 (地域制緑地)	志摩市を代表する自然環境の保全
			樹林地・里山の保全
			文化財等と一体となった樹林地の保全
			農地の保全
			水辺環境の保全・活用
			良好な景観等の保全
	安全で快適な暮らしを支える身近な緑を創り育てます	創る緑 (施設緑地)	地域を代表する緑の拠点の整備・利用促進
			街なかの身近な公園の整備
	来訪者をもてなす観光都市の水と緑を市民の手で創り育てます	育てる緑 (緑化推進)	緑のネットワーク整備、育成
			緑化活動の推進
市民活動の推進			
			緑化推進体制づくり

第4章 志摩市の緑の施策

4-1 守る緑（地域制緑地等）に関する施策

地域制緑地は、法規制により土地利用を規制して緑を保全する制度であり、市北部の丘陵地や海岸沿いの緑などが地域制緑地により保全されています。地域制緑地には、自然公園、農業振興地域農用地区域、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、史跡・天然記念物などがあります。今後も、これら地域制緑地の指定を継続し、樹林地及び丘陵地形を保全していきます。

ここでは、施策の展開内容に基づいて志摩市を代表する自然環境、水辺環境、樹林地・里山、文化財等と一体となった樹林地、農地、良好な景観等に区分し、保全活用の方針を示すとともに保全を強化すべき地区についての施策を検討します。

1. 志摩市を代表する自然環境の保全

本市は全域が伊勢志摩国立公園に指定され、市の北部から西部に広がる山林の他、英虞湾、的矢湾といったリアス式海岸の湾内に大小の島々が点在し、また熊野灘・伊勢湾の外洋に面した海岸を有しています。このような豊かな樹林地や特徴的な丘陵地及び海岸沿いの自然環境、自然景観の保全を図ります。

●自然公園

自然公園は、優れた自然の景観や動植物の生息環境を保全するとともに、その利用を図り、国民の保健、休養及び強化に資することを目的に自然公園法により指定されるものです。

北部の森林や横山、英虞湾や的矢湾の海岸沿い、外洋側の海岸や岬など、地域を特徴づける樹林地などは、自然公園の特別地域の指定を受けています。また、その他の地域全域が自然公園普通地域の指定を受けており、本市を代表する自然環境、景観の保全施策として今後も指定を継続していきます。



リアス式海岸風景



横山からみた緑の中の市街地

●外来種の除去

本市本来の植生を維持するため、自然公園の特別地域に指定されているエリアを中心に、外来種の除去を進めます。また、新規植栽を行う際にも、周辺の植生に配慮するとともに、外来種の持ち込みに留意します。



和具大島のユッカラン除去活動

2. 水辺環境の保全

本市は、市北側域的矢湾へと流入する水系と、南側域の英虞湾へと流入する水系の2つに大別され、この2つの水系のもとで本市の人々の暮らしが営まれ歴史を育み、現在では観光・レクリエーションなどの場ともなっています。これらの水辺環境を大切に将来へと継承していくため以下の保全対策を図ります。

●河川環境の保全

磯部川、桧山路川などの主要河川は、洪水から生命・財産を守るため安全に雨水を流下させる機能とともに、地域の親水空間としての機能を有しており、河川法による保全と合わせ、親水空間として積極的に活用を図ります。

また、豊かな森林地域を通して地下から地表に流れ出る天の岩戸などに代表される湧水は、水とのかかわりが深い本市にとって重要な資源であり、保全を図ります。



河川の親水化

●湾内・海浜環境の保全

湾内や海浜は、本市の特徴的な自然環境や景観を形成する場であるとともに、水産漁業や観光産業の場として市民生活にも深く関わっています。そのため、英虞湾・的矢湾では、自然浄化機能を有する人工干潟・藻場の造成や、海底の汚泥の浚渫を進めて、湾内環境の維持・改善に努めるほか、海水浴場や、アカウミガメ産卵地、ハマユウ生息地となる砂浜などの海浜環境の保全を推進します。



環境学習会(人工干潟にて)

3. 樹林地・里山の保全

本市は街なかエリアを包むように樹林地や里山が取り巻いており、それらは市街地の良好な環境保全に役立っています。樹林地や里山の大半は自然公園や保安林、地域森林計画対象民有林、市有林等の指定を受けており、既存施策の継続をしていくとともに、

間伐、枝打ち、下草刈りなどの適正管理を推進します。また、本市の特性を代表する良好な樹林地であって比較的規制が緩やかな地区については、保全を強化すべき地区として、都市緑地法に基づく保全配慮地区の指定等を検討します。

さらに、法的な規制では解決できない樹林地や里山などは、都市部との交流などを含めた市民活動など、市民や事業者が参加・協力する新たな取り組みによる保全対策を図っていきます。



※：「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」（資料編参考資料参照）

市有林の管理作業 ※

●保安林

保安林は、水源のかん養、土砂の流出および崩壊の防備、干害の防備、落石の防止、公衆の保健、魚のすみやすい環境を助ける、風致の保存等を目的として指定される樹林地の保全効果が高い施策であり、今後も指定を継続していきます。

●地域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林は、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域で、森林法により規定されています。地域森林計画対象民有林の区域内においては、森林の伐採と伐採後の造林の届出または許可が必要であり、これにより森林を保全します。本市の大部分を占めるこれらの民有林について、保安林と同様に今後も指定を継続し、樹林地の保全を図っていきます。

●保全配慮地区

都市緑地法にかかわる緑地保全施策の内、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域で、風致景観の保全、生態系の保全、自然とのふれあいの場の提供など重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区です。緑の基本計画により保全配慮地区の位置づけした緑地は、その目的に応じ地区内で保全施策（条例を含む）を定め、規制を行うこととなります。

本市では、保全配慮地区の指定は現行ではみられませんが、保全を強化すべき樹林地として磯部町のおうむ岩地区を対象に指定の検討を行います。

【おうむ岩地区】

おうむ岩周辺は、自然公園の普通地域、地域森林計画対象民有林に指定されていますが、広重二代諸国六十八景の浮世絵にも描かれた風致景観の保全、自然とのふれあいの場の提供など重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区であり、周辺も含め保全配慮地区の指定を検討します。



おうむ岩周辺

●竹林の管理

資材やタケノコを得るために管理されていたモウソウチクなどの竹林は、近年の社会状況や市民のライフスタイルの変化に伴い十分な管理がされず、本市でもその繁殖力の強さから無秩序な拡大が見受けられます。よって、竹林の間伐や根茎の伸張対策のほか、竹の活用促進も含めた適正な竹林の管理により、里山の環境や景観の保全を図ります。

4. 文化財等と一体となった樹林地の保全

●歴史街道を活用した緑のネットワーク形成

磯部歴史街道の一部を遊歩道として活用し、伊雑宮やおうむ岩などの歴史的・文化的施設と近隣の緑、磯部ふれあい公園（地区公園）とのネットワークの形成を図ります。

■おうむ岩・伊雑宮周辺の樹林地保全と歴史街道を活用したネットワーク形成



●天然記念物の指定を受けている樹林等の保全

本市には、浜島町の宇気比神社の社叢や阿児町のヒメコオホネ自生池など、県や市の天然記念物の指定を受けている樹林地や植生地、樹林(単木)があり、今後も指定を継続していきます。

また、天然記念物の指定は受けていませんが、自然環境保全基礎調査において巨樹・巨木林として位置づけられている樹木があり、景観上重要な木として、保全施策の検討を行います。

■県・市の天然記念物指定を受けている樹林等

種別	名称
県 天然記念物	和具大島暖地性砂防植物群落
県 天然記念物	宇気比神社樹叢
市 天然記念物	トキワガキ群生
市 天然記念物	ヒメコオホネ自生池
市 天然記念物	隣江寺のイチヨウ
市 天然記念物	隣江寺のクスノキ
市 天然記念物	家建の茶屋跡のオオシマザクラ
市 天然記念物	玉泉庵のナギ
市 天然記念物	小的矢の日和山のタブノキ
市 天然記念物	的矢村神社のイスノキ

5. 農地の保全

●農業振興地域農用地区域

優良農地（農業振興地域農用地区域）は、農業振興地域の整備に関する法律により原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農地とされています。これらの区域について、自給率を高める農地としての保全はもとより、遊水機能や田園景観を保全する機能を併せ持つ緑地として、今後も保全を図っていきます。

●休耕地の活用

市内に増加しつつある畑や水田の休耕地は、花畑としての利用や観光農園・体験農園などの観光・レクリエーションや環境学習の場としての活用を図り、新たな担い手の確保につながる対策を図っていきます。

6. 良好な景観等の保全

漁村集落のなりわい景観、国府の榎垣、五知・築地・大王などの石垣、石畳の景観などの良好な景観地区や伊雑宮などの優れた歴史的風土周辺の地区については、保全策が求められます。大王町においては、漁師まちらしい景観づくりとして石垣や石段の修景と演出、保全などの取り組みが行われています。このような取り組みを継続するとともに、今後は、景観法による景観地区の検討や景観協定の締結など、市民と協働して景観の保全・創出を進めていきます。

また、横山展望台や賢島大橋、安乗埼灯台等のランドマークとなる場所周辺の景観についても周辺環境を含めた保全に努めます。



国府の榎垣



五知の石垣

4-2 創る緑（施設緑地）に関する施策

ここでは、「創る緑」として施設緑地について地域を代表する緑の拠点と街なかの身近な公園に区分し、その整備目標や施策の内容を示します。地域の緑の拠点を核として身近な公園と連携させながら、自然に恵まれた本市の特性を活かした公園緑地ネットワークの形成を図っていきます。

1. 地域を代表する緑の拠点の整備・利用促進

(1) 地域全体の日常生活利用に対応した緑の拠点（都市基幹公園）の整備・充実

本市では、地域全体の住民が運動などの日常生活に利用できる都市基幹公園あるいはそれと同等の利用が可能な公園が地域毎に整備されており、それらを緑の拠点として位置づけます。

阿児町の阿児ふるさと公園は、総合公園として、健康づくり・憩い・市民や来訪者との交流・市民活動の場・防災時における活用など、緑の持つ様々な機能に対応しますが、一部が未整備となっています。この未整備部分を整備し、防災拠点としての位置づけを行い、他の公園や防災施設とのネットワーク化を図ります。

他の緑の拠点となる公園は整備済みとなっていますが、施設のバリアフリー化や防災機能の向上等の必要な機能の充実について検討していきます。また、緑の拠点（都市基幹公園型）については、適正な維持・運営管理の充実を進めていきます。

■緑の拠点（都市基幹公園型）

地域	都市基幹公園（憩い、健康づくり、防災、市民活動等）としての緑の拠点
浜島町	・浜島ふるさと公園（運動公園）
大王町	・ともやま公園（国立公園園地、運動や自然とのふれあい型の公園）
志摩町	・志摩総合スポーツ公園（運動機能を有した都市公園以外の公園）
阿児町	・阿児ふるさと公園（市を代表する総合公園）
磯部町	・磯部ふれあい公園（運動機能を有した地区公園）



阿児ふるさと公園(阿児図書館)



志摩総合スポーツ公園

(2) 広域的な観光レクリエーション、交流に対応した緑の拠点の利用促進

本市の特性であるリアス式海岸の良好な眺望空間や海浜レクリエーション地、歴史性を持つ森など、特徴的な公園やレクリエーション地が市全域に整備されています。これらを広域的な観光レクリエーション、交流の核となる緑の拠点として位置づけるとともにネットワーク化を図り、利用を促進します。

それぞれの特徴は次表に示すとおりです。

■緑の拠点（観光・交流型）

地域	観光・交流の核となる緑の拠点とその特徴
浜島町	・ 浜島海浜公園→海浜レクリエーションの場
大王町	・ ともやま公園→リアス式海岸地形の眺望点、環境学習の場 ・ 大王崎周辺の公園→散策空間、眺望点、絵になる風景ポイント
志摩町	・ 御座岬、阿津里浜、金比羅山周辺緑地 →眺望点、散策空間、海浜レクリエーションの場、オートキャンプ場等
阿児町	・ 創造の森横山→リアス式海岸地形の眺望点、環境学習の場 ・ 国府白浜周辺緑地、安乗崎園地、阿児の松原 →海浜レクリエーションの場、眺望点
磯部町	・ 渡鹿野園地→海浜レクリエーションの場、眺望点 ・ 伊雑宮や天の岩戸周辺の歴史文化財と一体となった緑 →地域を代表する歴史空間



浜島海浜公園（海浜レクリエーション）



創造の森横山（リアス式海岸景観の眺望）



大王崎周辺の公園（散策、眺望の場）



伊雑宮の緑（文化財と一体となった緑）

2. 街なかの身近な公園の整備

本市には各地域毎で拠点となる公園や身近な公園が整備されており、整備量の目安となる都市公園等1人あたり面積についても十分に充足しています。しかしながら、市街地内（本市の都市計画マスタープランにおける街なかエリア）では身近な公園が不足している地区や、津波に対する対応など防災上問題がある地区もみられ、このような地区への公園や避難場所の整備を進めます。

（1）街なかエリアにおける検討

今後、既成市街地を有効に活用し、街なか居住を進めるという本市の都市計画マスタープランにおける土地利用の方針を踏まえ、街なかエリアにおける均衡のとれた公園配置を行います。街なかエリアで都市公園等が不足している浜島地区、和具地区について都市公園の新規配置を行います。

配置する公園は、住民の一番身近な公園である街区公園とし、対象となる圏域は歩いて10～15分圏内となる500m圏域^{※1}とします。

（2）防災上からの検討

密集市街地^{※2}におけるオープンスペースや津波に対する避難場所の確保が十分でない漁村集落等は、防災上の機能を強化していくことが必要です。このため、密集市街地や津波の影響が想定される漁村集落について、地域防災計画にて位置づけられた避難スペース等の分布を把握し、避難所指定地や避難タワーの設置位置から500m以上離れた防災上の問題がある地区について避難スペース等の確保を行います。

●密集市街地における対応

密集市街地にあっては、災害時における防災活動拠点機能、一時的な避難機能への対応として、500m²程度^{※3}のオープンスペース（小広場）の確保を推進します。

●津波への対応

津波に対する避難場所の確保が十分でない漁村集落等を対象として、津波に対応できる標高である7m^{※4}以上の場所に避難スペースの確保や避難タワー等の整備を行います。



国府地区に設置された避難タワー

(3) 用地確保にあたっての留意点

都市公園等の配置にあたっては、当該街区公園が災害時に一時的な避難地としての機能を有するという点から、避難に利用できる道路に接続し、地域防災計画で定められた学校等の避難所との配置バランスやアクセスにも配慮します。

また、新規スペースの確保にあたっては、用地買収、既設公共施設用地等の有効活用や借地型公園、近年増加している空家スペースの活用などの方法も視野に入れ、効率的・効果的な整備推進を図っていきます。

※1 500m圏域

当該公園が身近な公園という位置づけを考慮し、歩いて10分～15分で到達する500m以内の圏域を標準としました。一般に街区公園の誘致距離は250m、対象となる人口は2500人ですが、本市の街なかエリアの規模と人口を考慮し、歩いて到達する時間を目安に配置する圏域として設定しました。

※2 密集市街地の対象となる地域

「三重県密集市街地整備基本方針」によると以下の指標をもとに密集市街地として位置づけています。志摩市では、浜島、波切、船越、和具、御座、志島、安乗、穴川、三ヶ所、渡鹿野が密集市街地に該当しています。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① 地区面積 | : 0.5ha 以上 |
| ② 建物密集度 | : 30 棟/ha 以上 |
| ③ 不燃領域率※ | : 60% 未満 |
| ④ 老朽木造建築物※ | : 50% 以上 |
| | (昭和56年以前に建築された木造建築物) 割合 |
| ⑤ 避難路整備率 | : 100m/ha 未満 |
| | (幅員6m以上の道路の配置密度) |
| ⑥ 市町として整備・改善が必要と考えている地区 | |

※3 身近な防災活動拠点

身近な防災活動拠点機能を有する都市公園の規模として市街地で500㎡以上が緒元として示されています。(出典：防災公園計画・設計ガイドライン、国土交通省監修)

※4 志摩市における津波に対応する標高

避難地における標高として設定した7mは、各地域の防災関連資料でシミュレーションにより想定された最大の津波高(6m)に対応した概ねの高さです。

4-3 育てる緑（緑化推進）に関する施策

ここでは、緑豊かな生活空間づくりにむけて、施設緑地や地域制緑地として位置づけられた緑を対象に、どのように量的・質的に拡大を図っていくか、また、市民の緑化活動の活性化につなげていく方策について整理していきます。

1. 緑のネットワークの整備、育成

河川や道路の軸線を構成する緑化や、市街地や集落の公共施設や公園、住宅、工場の緑化を推進し、点から線、面へと広がるよう市全体の緑のネットワーク形成を図ります。緑のネットワークの形成は、CO₂削減なども含めた環境保全や景観形成、野鳥などの生物の生息地の形成、防災機能の向上などに有効です。また、推進にあたっては行政と市民との協働により進めていくことが重要となります。

(1) 河川沿いの緑化

緑化の目標：・緑化に配慮した河川環境の整備や水質の保全

- ・河川が有する豊かな自然環境を保全するとともに、うるおいのある水辺空間を形成するため、河川の緑化を推進します。市が管理する各地域の主要な河川は、改修事業などとあわせ、親水性の確保や河川緑化を推進します。また、県が管理する河川についても、親水性の確保や緑化の推進を働きかけるほか、河川沿いや河川周辺での緑化や緑地等の整備を進めます。
- ・市民は生活排水の水質改善に努め、身近な河川や流下する英虞湾・的矢湾の水質保全に心がけます。



河川沿いの緑化・親水化

(2) 道路の緑化

緑化の目標：・整備される路線での緑化の推進と既存道路での可能な範囲で緑化を推進
 ・主要な観光ルートとなる国道260号、167号、(主)※鳥羽阿児線、
 (主)伊勢磯部線、(主)浜島阿児線の緑化推進

※(主)主要地方道

- ・観光ルートの景観の向上、沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の安全性・快適性を高める緑化を行います。
- ・良好な自然景観を呈す国立公園内にふさわしい道路空間を形成します。



横山へのアクセス道路



国道260号

(3) 公共公益施設の緑化

緑化の目標：・官公庁、教育施設などは、目標水準で示した20%以上の緑化率

- ・地域住民が日常的に利用する公共公益施設は、市街地の緑の拠点として民有地緑化のモデルとなるような質の高い緑化に努めます。また、市民が多く集まる施設には親しみのある場とするため、花木による緑化を推進します。緑化率は、目標水準で示した20%以上を目標とします。
- ・地球温暖化対策の一環とすべく、建築物の壁面緑化や屋上緑化、緑のカーテンづくりを推進します。
- ・近鉄駅などの公共性が高い施設は、事業者の理解と協力を得つつ緑化を推進します。



■市役所庁舎の緑化現況（屋上緑化）

- ・また、本市には小学校 21 校、中学校 11 校が設置されており、これらの教育施設では記念植樹など児童の情操教育・環境教育の場としてふさわしい緑化を行います。緑化率の目標は各校の周辺状況を勘案して数値を設定します。

(4) 公園の緑化

緑化の目標：・都市公園等の緑化の目標水準は国の指針（緑の政策大綱）を踏まえ、
街区公園 30%以上、地区公園、総合公園は 50%以上、運動公園は
30%以上の緑化率

- ・公園の緑化にあたっては、植栽する樹木の生育環境特性を前提に、地域のシンボルとなる樹木などを積極的に導入します。また、水辺など周辺環境との調和や地域とのかわりが深い樹種などについても考慮し、公園の特徴があらわれるような緑化を行います。
- ・一時避難地となる公園にあっては、市街地火災から避難者を守り、延焼を遮断するよう配慮します。
- ・都市内の自然生態系の拠点として、野生動物の生息や休息に資するような緑化を行います。

注：緑化率（%）＝（緑地面積／敷地面積）×100



大王崎周辺



公園の緑化（阿児ふるさと公園）



浜島海浜公園の植栽



横山の菖蒲園

(5) その他（観光地としての緑化）

緑化の目標：・観光ルートとなる幹線道路沿道の緑化や四季の花が咲くまちづくりを推進

- ・観光地として、来訪者をもてなす空間づくりが求められます。このため、観光ルートとなる幹線道路沿道の緑化や、四季の花咲くまちづくりを推進します。近鉄志摩線沿線や幹線道路沿いの遊休農地等を利用して花の種子（ヒマワリ、コスモス、ナノハナ）播種や植栽の実施など継続した取り組みを行います。

(6) 民有地の緑化

民有地については、市域全体が伊勢志摩国立公園（自然公園）の区域内にあることに配慮し目標を定めます。また、道路沿いのブロック壁を生垣にすることで、地震時のブロック壁倒壊の危険性を回避することができます。

①住宅地

緑化の目標：・敷地面積に対して 20%以上の緑化率

- ・住宅地は、敷地面積を約 165 m²（50 坪）で、建物が約 100 m²（建ぺい率約 60%）、物置や駐車スペース等が 30 m²とした場合、35 m²（約 21%）が緑化可能な空地となることから、20%以上を目標とします。
- ・森林法の林地開発に係わる住宅団地の造成については、同法に基づく森林率 20%以上の規制があります。



住宅の生け垣による緑化

②商業地

緑化の目標：・接道部の緑化推進

- ・商業地は、敷地面積の大きさにより、緑化可能な空地を確保することが出来ない場合があり、緑化率を設定することが難しいことから、フラワーポットを店先や接道部に置くことを目標に設定します。また、殺風景になりがちな駐車場の緑化を推進します。



商業地（周辺の緑が寄与している）

③工業地（工場、事業所）

緑化の目標：・敷地面積に対して20%以上の緑化率

- ・工場立地法では、工場敷地における緑化の割合を土地利用別で10%～30%の枠を設け設定しています。本計画では、工場敷地の建ぺい率が60%の場合残り40%が空地であることから、空地の半分である敷地の20%を目標とします。
- ・なお、森林法の林地開発に係わる工場、事業所等の設置については、同法に基づく森林率25%の規制があります。

※「森林率」とは、残置森林及び造成森林の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいいます。

(7) 地域にあった緑化樹木植栽の推進

緑化の目標：・本市の郷土種の中から地域になじむ樹種を基本に、植栽する場所の性格・植栽目的・維持管理面等に配慮した植栽樹種の選定を行う。

- ・本市は全域が伊勢志摩国立公園に含まれており、自然公園内の種の保全の観点から、公共施設や民有地の緑化を行う際には、本市の郷土種や本市に古来から生育する種を使用する必要があります（「伊勢志摩国立公園管理計画書」※より）。その中から地域に適した樹種を基本に、当該植栽に求められる機能及び植栽地の土壌条件、周辺景観や、維持管理面、経済性を考慮し進めます。海浜部における植栽では耐潮性や耐風性のある樹種を選定します。また、景観面や環境保全面を考慮し、緑量感のある高木による緑化を推進します。
- ・本市の植生は、市全体としては、様々な人為的影響が加えられた後に再生したアカマツ、シイ、カシ等の森林やスギ・ヒノキの植林が多くを占めています。また、自然公園特別地域などにみられる本市の自然植生としては、ウバメガシ、トベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイなどの照葉樹林が成育しています。旧町における町の木、花は次ページに示すとおりですが、これまでの旧町毎における実績も活かしながら、植栽する公園や街路、民有地の場所の特性に応じた植栽を行うようにします。
- ・地域に残る巨樹・巨木などの名木は大切に保全していきます。

- ・市民会議において、志摩市の地域ごとに植栽するのにふさわしい木・花として意見が出された樹木、草花は以下のとおりです。

◎クスノキ、ウバメガシ、カシ、ツバキ、ヤマザクラ、オオシマザクラ、マキノキ、ハマユウ等

※伊勢志摩国立公園管理計画書（平成7年）

- ・志摩地区内の新たな植栽について、「在来の樹種により修景緑化を行う」こととして
います。
- ・計画書内の「修景緑化植物表（参考）」※に掲載された郷土種のほか、古来から地元に生育する種による緑化を求めています。
（近年は外来生物による被害は顕著であり、対策の基本として「持ち込まないこと」「増やさないこと」が重要です。）

※「修景緑化植物表（参考）」については資料編を参照

■参考資料：志摩市の樹木等イメージ

現況の自然植生	<海岸線急斜面部>		<その他大部分>	
	ウバメガシ	トベラ	アカマツ	シイ
				
	ハマヒサカキ	シャリンバイ	カシ	
				
旧町の木		旧町の花		
浜島町		モチノキ		ハmanaデシコ
				
大王町		サクラ		スイセン
				
志摩町		ツバキ		ハマユウ
				
阿児町		ヤマモモ		オニユリ
				
磯部町		クスノキ		ササユリ
				

2. 緑化活動の推進

緑のまちづくりの推進にあたっては、前項で示した公共空間や民有地の緑化に加え、市民の緑に対する意識を高めるための広報活動や体験型の緑化施策、市民主体の緑化活動の展開が大切となります。ここでは、緑を育てていくための緑化活動の推進について「水と緑の普及・啓発」、「市民活動の推進」、「緑化推進体制づくり」に区分し、市として取り組んでいく内容についてまとめました。これらの活動は、行政と市民、市民団体等の協働や施策毎での連携を図りながら発展させていきます。

(1) 水と緑の普及・啓発

「水と緑の普及・啓発」の活動項目としては、教育・広報活動の強化、各種緑化行事の開催などがあり、各項目での施策を以下の表にまとめました。この中では、実施されている施策もあり、それらの施策の継続を図りながら一層の推進を図っていきます。

策定にあたって開催した市民会議の中では、海岸部や河川の清掃、浄化活動や緑化にかかわる講習会への参加などに対する希望が多くみられます。市民のニーズを勘案しつつ、水と緑の普及・啓発の推進に取り組めます。



緑化講習会の開催



学校での緑化教育の充実

■水と緑の普及・啓発メニュー

活動項目	内 容
教育・広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庭木相談、植木講習会の開催 ○ 河川・海岸浄化、漁場環境保全にかかわる講習会の開催 ○ 学校での緑化教育の充実 ○ 緑化ハンドブックなどの作成 ○ 水と緑の月間、水と緑の週間、水と緑の日などの制定 ○ 動植物の生息分布調査 ○ 広報、新聞、ラジオ、HP などによる緑化行事、緑化事例などの紹介 ○ 緑化の推進に関する標語の募集、パンフレットの配布など

各種緑化行事 の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑化コンクールの開催 (生垣コンクール、花壇コンクール、学校緑化コンクールなどの開催) ○ 記念植樹や献木 (誕生記念、入学・卒業記念、成人記念、結婚記念などの記念植樹) ○ 植樹祭の開催 ○ 緑化イベントの開催、植木即売会の開催 ○ 顕彰運動の推進 (緑化優良施設の表彰、緑化功労者に対する表彰、緑化奉仕団体に対する表彰、優秀な緑化デザインに対する表彰、緑化活動に対する表彰など)
---------------	---

(2) 市民活動の推進

本市は、全域が国立公園指定区域の中にあり、自然環境に恵まれ、自然との調和の中で、暮らし、文化を育んできています。そうした自然に恵まれた環境・景観を守っていくことや、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な“まち”を自らの手で創っていくため、地域活性化や環境保全に関わる様々な市民活動やイベント開催等について行政と市民のパートナーシップにより推進していきます。

例えば、住民が参加する緑化活動として、花壇づくりや植樹、プランターづくり、河川・海岸環境の浄化など様々な活動が実施されています。市民会議の中では、各地域で花壇づくりに積極的に取り組まれて

いることや河川や湾内の水質改善へのニーズの高さが伺えました。

現在、市が実施している市民活動支援の制度の継続をすすめながら、一層の市民活動の推進、発展を図っていきます。また、伊勢志摩国立公園では、NPOや公園ボランティアなどが主体となり、良好な自然環境を活用した環境学習活動等が行われています。これらの活動は、本市の特性を活かした活動であり、今後も積極的な展開をNPO等と行政のパートナーシップのもと推進を図ります。

さらに、そうした既存活動の発展的展開に加え、近年、身近な樹林地で目立ってきている放置竹林の対策も兼ねた、竹資源を有効活用していく里山管理活動の推進を図ります。(竹炭焼き、竹細工、筍掘り、建築、造園材料として竹の活用など)



市民団体による花壇づくり



干潟の環境学習

■市民活動の推進メニュー

活動項目	内容例
地域活性化	<p>○地域活性化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉・防災防犯・環境保全・産業振興・観光振興・教育文化振興にかかわる内容で志摩市総合計画に適合し、市長が認めるものについて市が事業費等の一部を支援 <p>[実施活動例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大王ガイドボランティア ・伊勢志摩元気プロジェクト賢島大学 ・海から産する廃棄物の堆肥化 ・里山美化環境保全事業 等 <p>[実施イベント例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海と自然と夜を楽しむ100万人のキャンドルナイト IN 浜島海浜公園 <ul style="list-style-type: none"> → スローソサエティーの実現を目指し、電気を消してスローな夜(時間)を過ごすため、びん玉キャンドルやグラスキャンドルを設置 ・立神秋物語 <ul style="list-style-type: none"> → 西山慕情ヶ丘で光と音、食を楽しむイベント ・あのり・「ふぐ&文楽祭」PR事業 <ul style="list-style-type: none"> → 「安乗の人形芝居」と「あのりふぐ」のPR、観光客誘致 ・麦崎灯台一日大遠足と海女小屋でいただく一服のお茶 <ul style="list-style-type: none"> → 「麦崎」を地域内外に広く紹介し、地域の活性化を図るため、ガイド付ハイキング ・波間に見え隠れする潮仏の縁日 <ul style="list-style-type: none"> → 海女の撮影会と併せて婦人病の仏様と言われている「潮仏」を広くPR ・海藻レシピ製作 <ul style="list-style-type: none"> → 郷土料理を中心に各地に交流の輪を広げる
環境保全 環境学習 緑化活動	<p>○美化パートナー事業の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が自主的に行う道路、公共施設又は公共空地などの草刈、植栽及び清掃、環境美化等の活動を支援することにより、ボランティア活動の拡大及び社会資本の愛護意識の高揚を図る ・ボランティア活動に対し、予算の範囲内で作業内容等を考慮し助成金として支援 ・活動例:花づくり隊、さくら会 等(花壇づくり、植栽)、中スカを守る会(水質改善、環境美化運動)、英虞湾の水質を考える会(山桜植栽、河川周辺の除草清掃)ドーン実行委員会(浜と市道の清掃) 等 <p>○緑のボランティア(国立公園ボランティア制度等)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・干潟の環境学習の開催 <p>○子ども会、老人会による清掃活動や緑化活動の継続</p> <p>○住民参加型公園づくりの推進</p> <p>○松林の維持・保全への取り組み</p> <p>○里山空間の維持・保全への取り組みや竹林の管理</p> <p>○湾内各地域における浄化事業、藻場、干潟の保全事業の推進</p>

出典：志摩市資料他

(3) 緑化推進体制づくり

緑化推進は行政だけできるものではなく、地域住民の自発的な参加・協力による都市緑化活動の醸成と促進を図っていくことが大切です。本市では、住民参加の地域緑化の推進と緑の募金に係る事業の円滑な実施を目的として「志摩市緑化推進委員会」が設置されています。「志摩市緑化推進委員会」では、緑の募金活動計画の策定から協力の呼びかけ、取りまとめ、事業実施にいたるまでの一連の業務を行っています。(次表参照)

■志摩市緑化推進委員会の概要

項目	内 容
業務内容	(1) 緑の募金活動計画の策定 (2) 緑の募金活動及び募金活動協力の呼びかけ (3) 緑の募金による寄附金の取りまとめ、管理及び送金 (4) 緑の募金による市町村緑化事業の実施 (5) 緑の募金による市町村緑化事業の取りまとめ及び事業実施者への交付金の交付 (6) 緑の募金のPR活動及び情報提供 (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務
組 織	委員会は、委員 30 人以内で組織する。 (内 会長 1 人、副会長 1 人) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 緑化推進団体の代表者 (2) 地域ボランティア団体の代表者 (3) 各種団体の代表者 (4) 識見を有する者
任 期	委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

この委員会は、現況では緑の募金にかかわる事業が中心ですが、今後、水と緑にかかわる各種施策の検討・審議・提言・進行管理、民間団体の育成や組織化の支援、緑化リーダーの養成や緑化指導員の委嘱、関連事業や団体との連携など活動の幅を広げ、本市の緑化推進体制づくりの核となる組織として充実、発展を図っていきます。

■緑化推進体制づくり

活動項目	内 容 例
緑化推進体制づくり	○ 志摩市緑化推進委員会による緑化推進体制づくりの推進 ・各種施策の検討・審議・提言・進行管理 ・民間団体の育成や組織化の支援 ・緑化リーダーの養成、緑化指導員の委嘱 ・関連事業や団体との連携

第5章 緑化重点地区

5-1 緑化重点地区の設定

緑化重点地区とは、対象となる都市の緑地状況を勘察し、特に重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として設定されるものであり、公園緑地の整備推進に向けて、都市公園単体だけの事業推進ではなく、地域全体で効果的な緑化に取り組んでいくために設定されるものです。緑化重点地区の対象として考えられる地区としては下記の要件があります。（※出典：緑の基本計画ハンドブック）

◆緑化重点地区の対象として考えられる地区の要件

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑の少ない地区
- ③ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④ 避難地の面積が十分でない等防災上課題が有り、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥ 市街地開発事業等の予定地区
- ⑦ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

本市における緑化重点地区としては、上記の要件等を踏まえ、各地域における街なかエリア（浜島地区、波切地区、和具地区、鵜方地区、迫間周辺地区）を設定します。これら5つの緑化重点地区では、身近な公園づくりを中心とした都市公園事業とその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進します。

地域	地区名	該当要件
浜島町	浜島地区	④ ⑧
大王町	波切地区	③ ④ ⑨
志摩町	和具地区	④ ⑧
阿児町	鵜方地区	① ⑧
磯部町	迫間周辺地区	① ③



5-2 緑化重点地区計画

1. 浜島町（浜島地区）

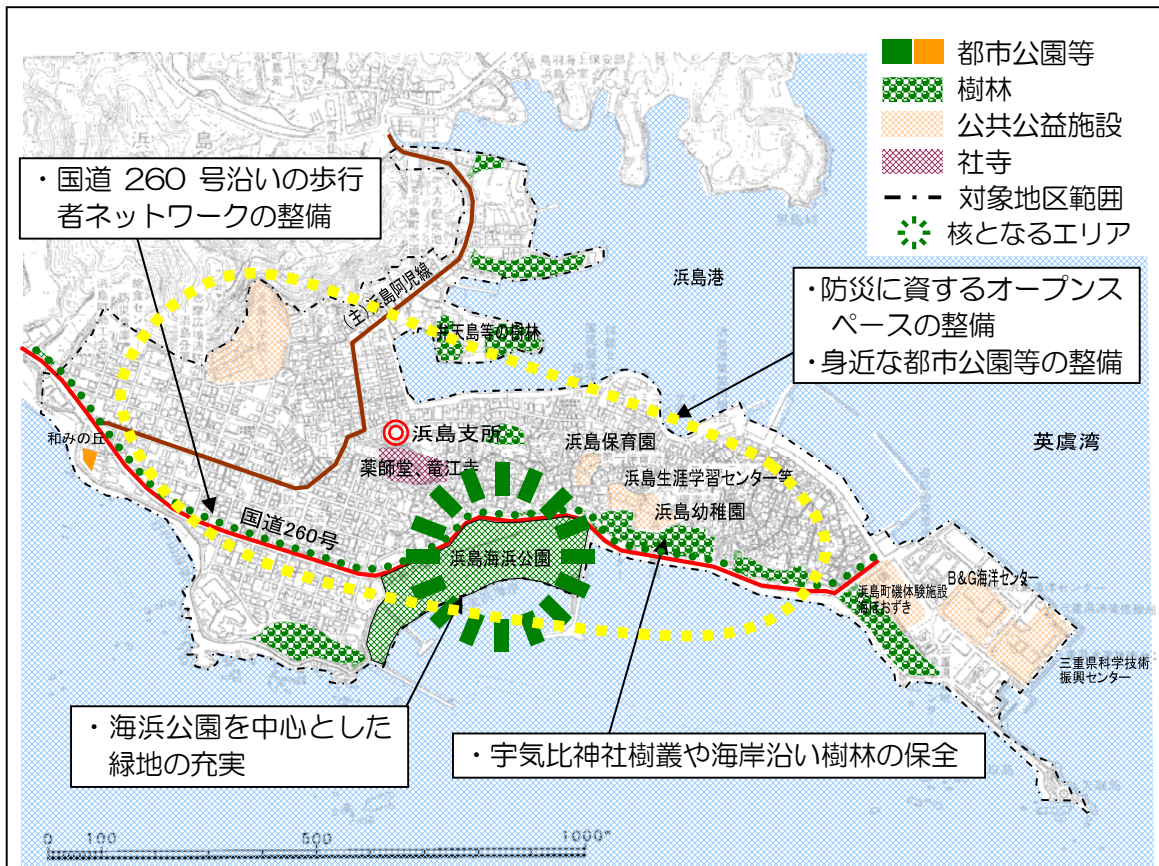
項目		内容
地区の概況		<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は浜島港を中心とする観光地と、その周辺の住宅地により構成 ・地区西側は伊勢志摩国立公園の特別地域 ・地区内に県の天然記念物となっている宇気比神社樹叢 ・地区内を国道260号が縦断
緑の資源	公園緑地	・浜島海浜公園
	水辺	・英虞湾、熊野灘
	地域の名木等	・宇気比神社樹叢
地域の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用 ・英虞湾の水質保全



【整備テーマ】

- 海浜のまちにふさわしい緑地整備
 - ・身近な都市公園と防災に資するオープンスペースの整備
 - ・国道260号沿いの歩行者ネットワークづくり
 - ・宇気比神社の樹叢などの海岸沿いの樹林の保全
 - ・海浜公園を中心とした緑地の充実

■ 浜島町（浜島地区）緑化重点地区計画



項目	内容
緑の保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・宇気比神社樹叢の保全 ・海岸沿いの樹林の保全 ・英虞湾内の水質保全 ・海浜環境の適正管理
緑の創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な都市公園等の整備 ・津波等の防災に資するオープンスペースの整備 (空家の活用、借地公園などの手法活用)
緑のネットワークの形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 260 号沿いの歩行者ネットワークの整備
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園を中心とした緑地の充実 ・国道 260 号沿いの緑化推進 ・教育施設の緑化推進 ・住宅地の緑化推進

2. 大王町（波切地区）

項目		内容
地区の概況		<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は波切漁港を中心とする漁村、大王埼灯台周辺の観光地、その周辺の住宅地により構成 ・大王埼灯台は観光拠点
緑の資源	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・波切ファミリー公園 ・波切ちびっこ広場 ・宝門の浜休憩所 ・崎山公園
	水辺	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野灘、伊勢湾
	緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・崎山公園や大王埼灯台周辺
地域の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・“絵になる大王埼、写真になるともやま”の街のイメージを今後とも大切にする ・近畿自然歩道を軸に、地域の名所をじっくり巡ることのできる散策ルートづくり ・自然とのふれあいを軸とした観光・交流拠点として機能強化 ・地区ごとに避難箇所、避難路を設定、沿道の建築物改修と空き家の除去等

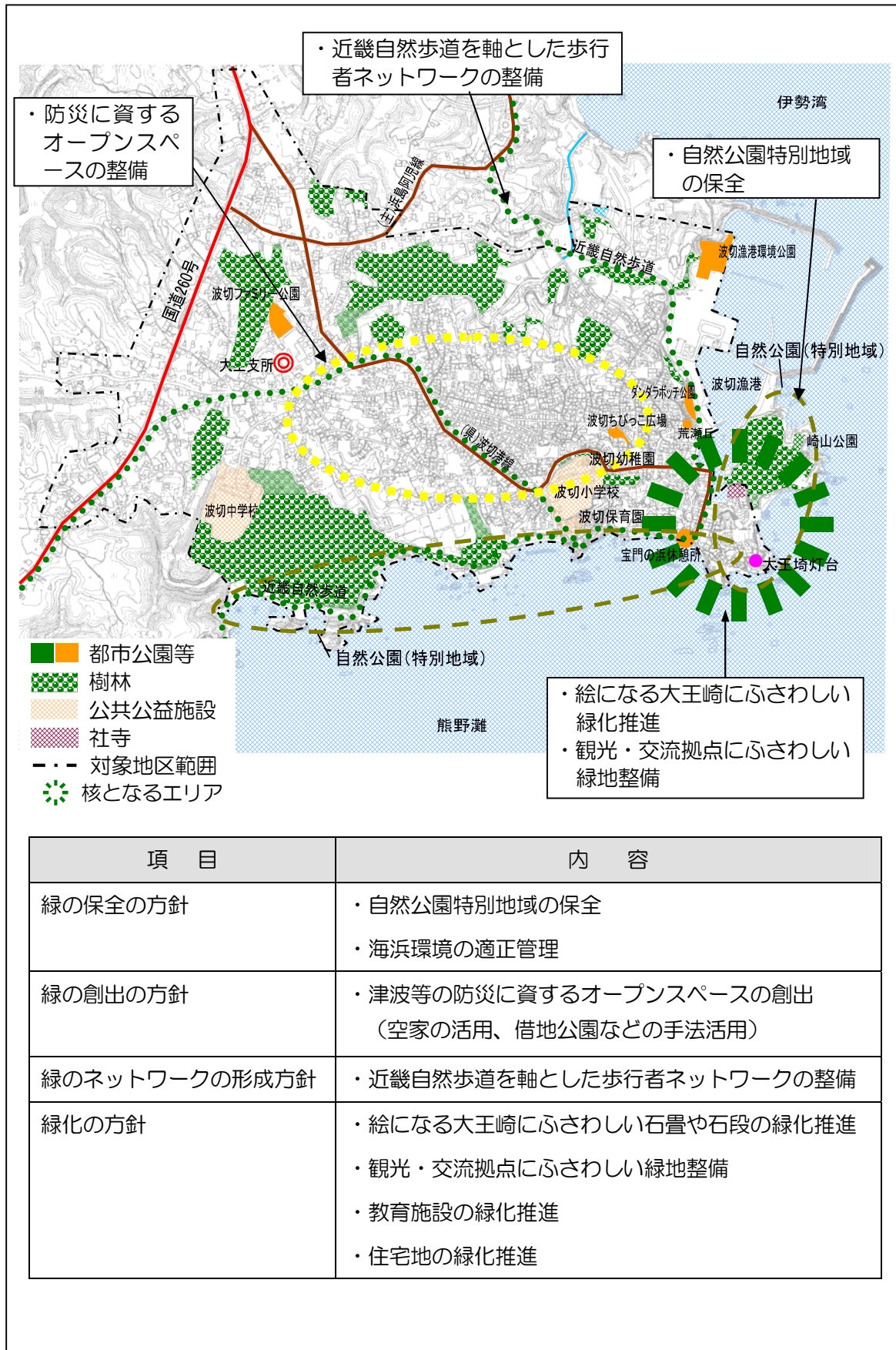


【整備テーマ】

● 絵になる大王崎にふさわしい緑地整備

- ・空家を活用した防災に資するオープンスペースの整備
- ・近畿自然歩道を軸とした散策ルートの緑化
- ・観光・交流拠点として修景に配慮した緑地整備
- ・絵になる風景・眺望を彩る石垣や石段の修景緑化

■大王町（波切地区）緑化重点地区計画



3. 志摩町（和具地区）

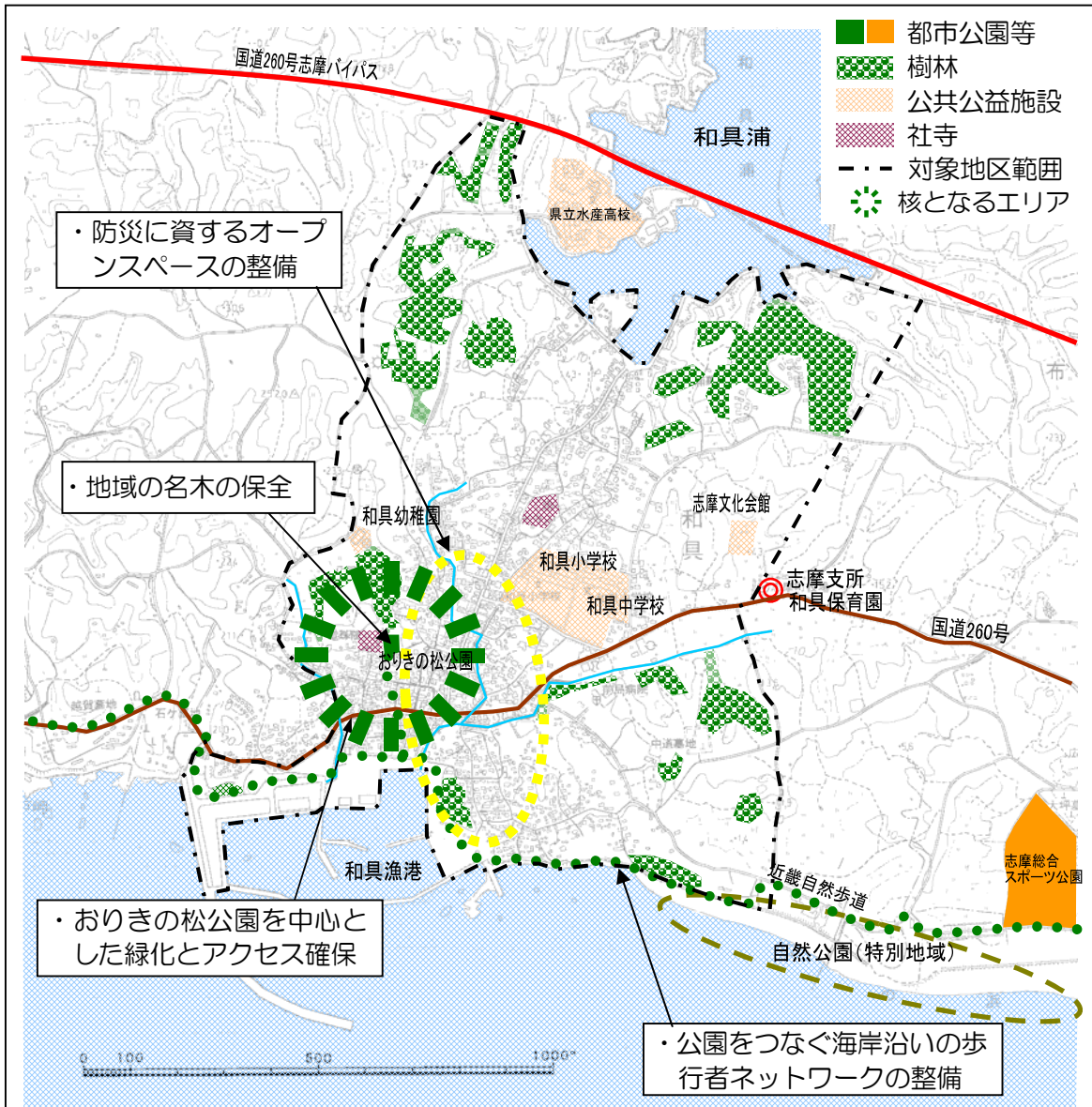
項目		内容
地区の概況		<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は和具漁港を中心とする漁村と、その周辺の住宅地により構成されています。 ・東部の海岸は自然公園（特別地域）となっています。
緑の資源	公園緑地	・志摩総合スポーツ公園（概ね1 km圏）
	水辺	・熊野灘、英虞湾、普通河川
	地域の名木等	・「おりきの松」
地域の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然資源を活かしながら、地域の魅力を高めていく観光しクリエイションネットワークづくりや景観を重視した緑地整備 ・住宅密集地における環境整備の一環としての公園整備 ・空き家の活用による避難地確保 ・避難路・道路空間の安全性の向上



【整備テーマ】

- 漁業のまちにふさわしい緑地整備
 - ・身近な都市公園と防災に資するオープンスペースの整備
 - ・おりきの松公園を中心とした緑化とアクセス確保
 - ・公園をつなぐ海岸沿いの歩行者ネットワークの形成
 - ・地域の銘木の保全

■志摩町（和具地区）緑化重点地区計画



項目	内容
緑の保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の名木の保全 ・ 和具浦の水質保全 ・ 海浜環境の適正管理
緑の創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な都市公園の整備 ・ 津波等の防災に資するオープンスペースの整備 (空家の活用、借地公園などの手法活用)
緑のネットワークの形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園をつなぐ海岸沿いの歩行者ネットワークの整備
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ おりきの松公園を中心とした緑化とアクセス確保 ・ 教育施設の緑化推進 ・ 住宅地の緑化推進

4. 阿児町（鵜方地区）

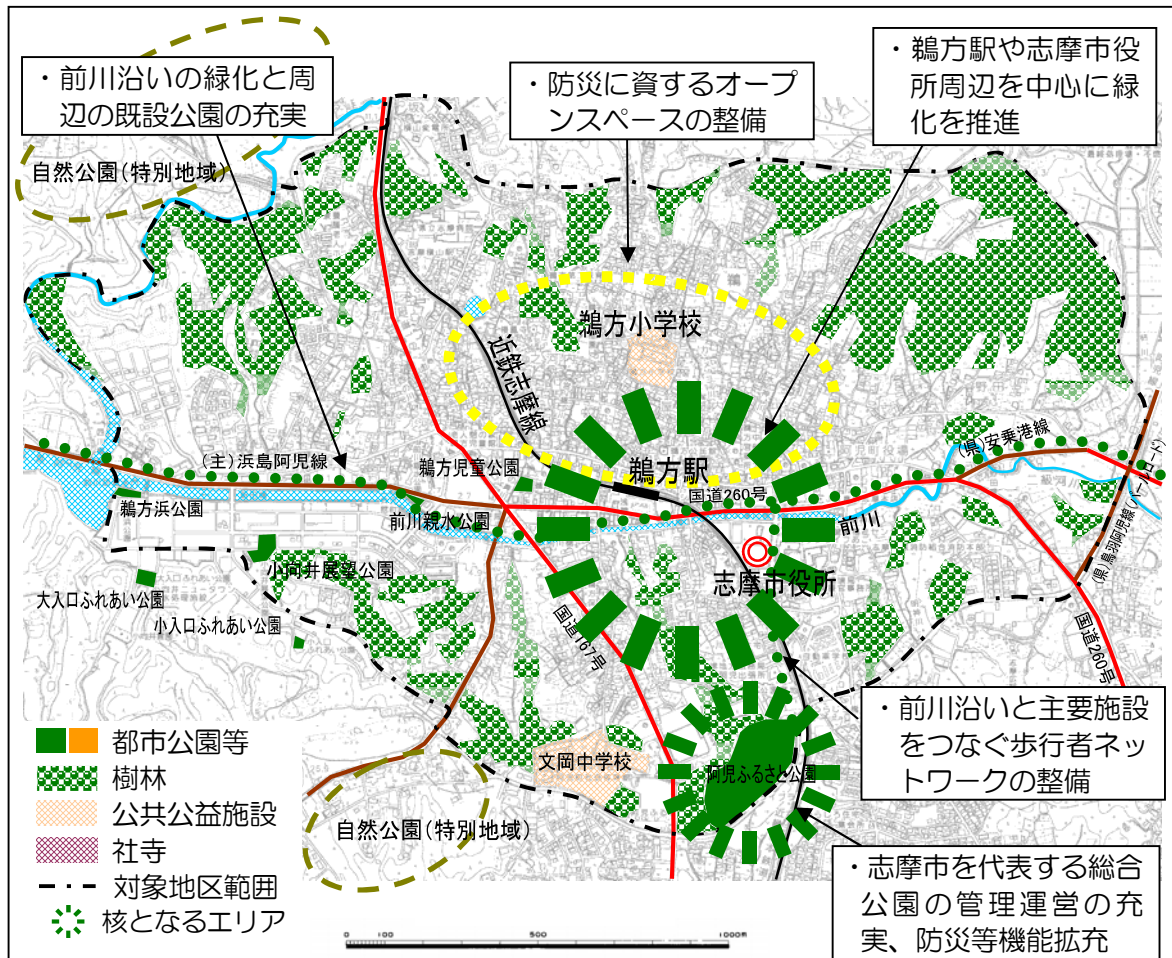
項目		内容
地区の概況		<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は近鉄志摩線の鵜方駅を中心とする駅前商業地と、その周辺の住宅地などにより構成されています。 ・近傍には緑の拠点となっている「創造の森横山」があります。
緑の資源	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・阿児ふるさと公園（総合公園） ・小向井展望公園 ・前川親水公園 ・鵜方児童公園
	水辺	<ul style="list-style-type: none"> ・前川
	地域の名木等	<ul style="list-style-type: none"> ・宇賀田神社（クスノキ）
地域の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・身近に利用できる公園整備 ・地域の憩いの場づくりは、身近な自然を有効に活用 ・一時避難地として利用できる、身近な公園・空地の充実 ・まちの玄関口としてふさわしい景観づくり ・生活排水対策の推進による前川、英虞湾の水質保全



【整備テーマ】

- 志摩市の玄関口にふさわしい緑地整備
 - ・市の中心となる鵜方駅や市役所周辺の緑化
 - ・地域の憩いの場となる前川沿いと都市公園等の充実
 - ・幹線道路と河川沿いの緑化による緑のネットワーク整備
 - ・防災に資する身近なオープンスペースの整備

■阿児町（鵜方地区）緑化重点地区計画



項目	内容
緑の保全の方針	・英虞湾につながる前川など河川の水質保全
緑の創出の方針	・前川沿いの緑化と周辺の都市公園等の充実 ・阿児ふるさと公園の管理運営の充実や防災等機能の拡充 ・防災に資する身近なオープンスペースの整備
緑のネットワークの形成方針	・前川沿い、国道260号及び（主）浜島阿児線沿いの歩行者ネットワークの整備 ・鵜方駅から志摩市役所、阿児ふるさと公園を結ぶ歩行者ネットワークの整備
緑化の方針	・鵜方駅・志摩市役所周辺の緑化推進 ・商業地の緑化推進 ・教育施設の緑化推進 ・住宅地の緑化推進

5. 磯部町（迫間周辺地区）

項目		内容
地区の概況		<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は近鉄志摩線の志摩磯部駅を中心とする駅前商業地と、その周辺の住宅地により構成 ・近傍に市を代表する歴史的資源である「伊雑宮」
緑の資源	公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・木場公園 ・あすなろ公園 ・長岡公園 ・長岡東公園
	社寺	<ul style="list-style-type: none"> ・伊雑宮 ・磯部神社、佐美長神社
	水辺	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部川、野川 ・池田川
	地域の名木等	<ul style="list-style-type: none"> ・伊雑宮（クスノキ・スギ） ・玉泉庵（ナギ）
地域の意見		<ul style="list-style-type: none"> ・各地域（集落）の特徴的な樹木や名木の保存、主要道路沿いの桜並木形成 ・一時避難地として利用できる、身近な小公園や広場の整備や利用率の低い公園の利活用 ・伊雑宮等へつながる来訪者のもてなしの場づくり ・“歴史・神話のまち” にふさわしい景観づくりや情報発信機能強化

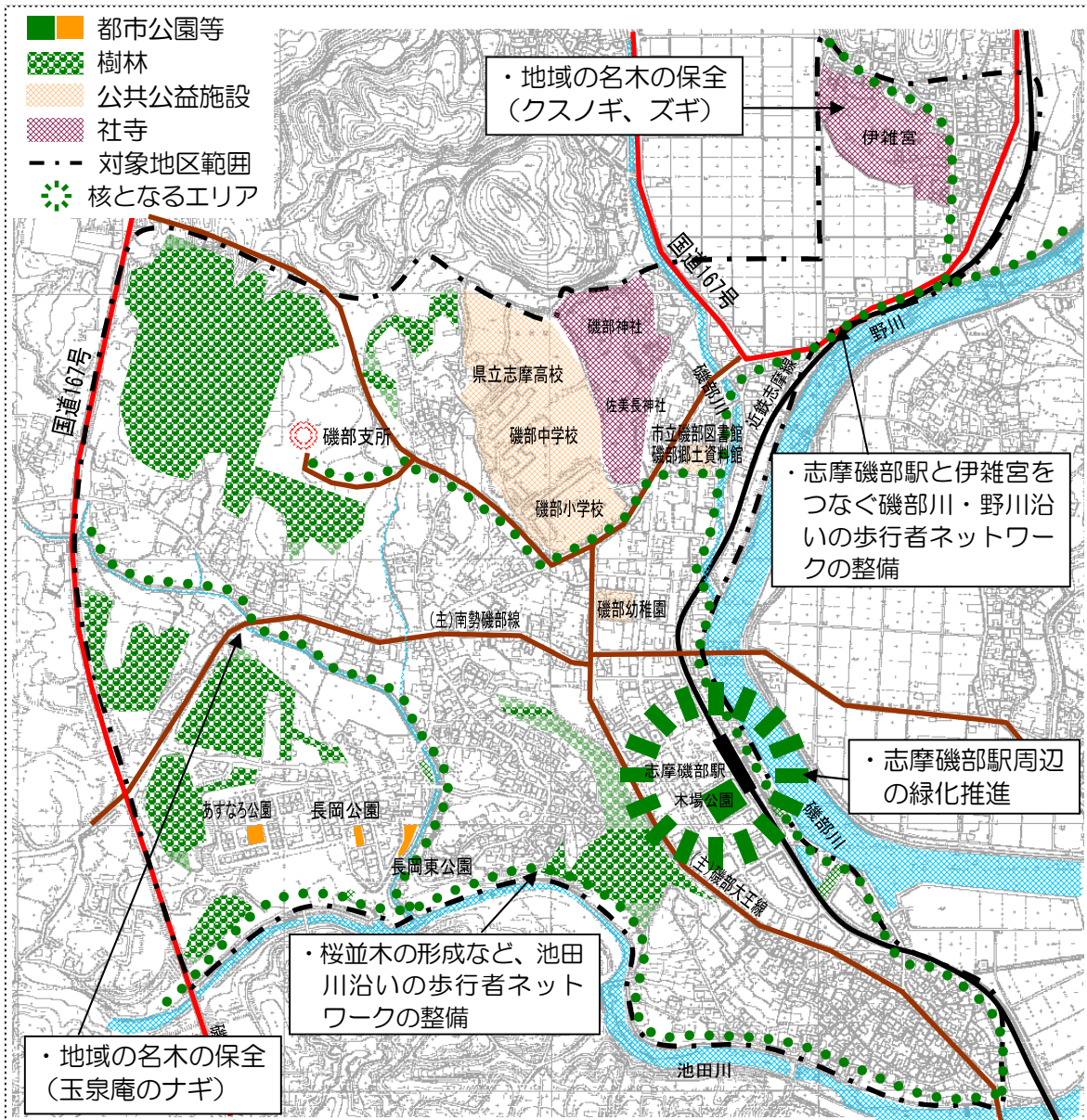


【整備テーマ】

● 歴史・神話のまちにふさわしい緑地整備

- ・伊雑宮と地域を結ぶ緑のネットワーク整備
- ・市の北玄関口である志摩磯部駅の緑化
- ・河川沿いを活用した歩行者ネットワークを形成する桜並木整備等の緑化
- ・都市公園等の充実

■磯部町（迫間周辺地区）緑化重点地区計画



項目	内容
緑の保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・伊雑ノ浦へつながる磯部川など河川の水質保全 ・地域の名木の保全 ・社寺林(伊雑宮、磯部神社、佐美長神社)の保全
緑の創出の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等の充実
緑のネットワークの形成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部駅から伊雑宮をつなぐ磯部川・野川沿いを活用した歩行者ネットワークの整備 ・池田川沿いを軸とした歩行者ネットワークの整備
緑化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩磯部駅周辺の緑化推進 ・教育施設、住宅地の緑化推進

第6章 施策のまとめ

6-1 施策の体系

方針と施策の展開について以下のようにまとめました。施策の実施に向けては、行政・市民・事業者がそれぞれの立場、役割でかわり、協力しながら進めていくことが重要となります。

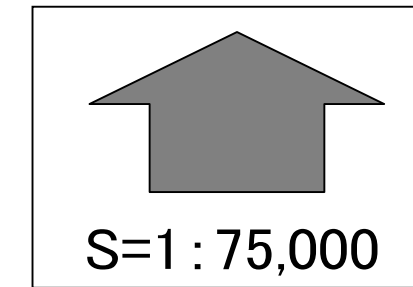
また、施策の進行管理の仕組みを検討します。例えば、緑化推進委員会において行政、市民、事業者が活動した成果を評価し、都市計画審議会において施策の進行状況を評価し、それぞれ公表していくことが考えられます。その公表内容に対し、広く意見を求め次年度以降の活動に反映をさせる仕組みを検討します。

なお、本計画は目標年次を概ね20年後とする長期計画ですが、中間年次(10年後)前後において、事業進捗の検証や計画の見直しを行います。

■施策の体系

区 分	施 策	内 容	
■基本理念 私たちの財産「志摩の水と緑」を守り・創り・育てるまちづくり ■基本方針 歴史と自然環境に恵まれた伊勢志摩国立公園の水と緑を守り育てます	守る緑	志摩市を代表する自然環境、景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園特別地域の指定継続 ・外来種の除去
		水辺環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の保全 ・湾内・海浜環境の保全
		樹林地・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園普通地域の指定継続 ・保全配慮地区の指定 ・保安林の指定継続 ・地域森林計画対象民有林の指定継続 ・竹林の管理
		文化財等と一体となった樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物等文化財の指定継続 ・歴史街道を遊歩道として活用
		優良農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域農用地区の指定継続 ・休耕地の活用
		良好な景観等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区や景観協定の締結等の検討
安全で快適な暮らしを支える身近な緑を創り育てます 来訪者をもてなす観光都市の水と緑を市民の手で創り育てます	創る緑	地域を代表する緑の拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活利用に対応した緑の拠点(都市基幹公園)の整備・充実 ・広域的な観光レクリエーション、交流に対応した緑の拠点の整備・充実
		街なかの身近な公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園の整備 ・密集市街地におけるオープンスペースの確保 ・緑化重点地区制度の活用
風光明媚な自然景観との中で育まれた歴史、文化的景観を守り育てます	育てる緑	緑のネットワークの整備、育成	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路の緑化 ・公共公益施設の緑化 ・公園の緑化 ・観光地としての緑化 ・民有地の緑化(住宅地・商業地・工業地) ・地域にあった緑化樹木植栽の推進
		緑化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の普及・啓発 ・市民活動の推進(地域活性化や環境保全、環境学習、緑化推進にかかわる活動) ・緑化推進体制づくり

志摩市緑の基本計画 実現のための施策の方針図



分類		表示	
		現行継続	計画
施設緑地	都市公園（街区公園）	●	○
	〃（地区公園、運動公園、総合公園）	●	○
	公共施設緑地（公園等）	●	—
	〃（学校）	●	—
	民間施設緑地	■ ●	—
地域制緑地	自然公園特別地域	■	—
	その他法によるもの（自然公園普通地域、保安林、地域森林計画対象民有林）	■	—
	保全配慮地区（検討対象）	—	○
緑化重点地区（街なかエリア） ・公共施設や民有地の緑化推進 ・避難スペースの確保（空家の活用）		—	■
主要道路の緑化		—	
河川環境、湾内・海浜環境の保全		—	
歩行者ネットワーク		○ ○ ○	
都市計画区域		□	

注 1：街なかエリアは市街化区域に準ずる区域で都市計画マスタープランで設定された区域です。

注 2：● 一部拡充整備

志摩市 緑の基本計画

発行 三重県 志摩市 平成 21 年 3 月
編集 志摩市 建設部 都市計画課
〒 517-0592 志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22
TEL : 0599-44-0305
FAX : 0599-44-5262
